

特別史跡

遠江国分寺跡整備基本計画

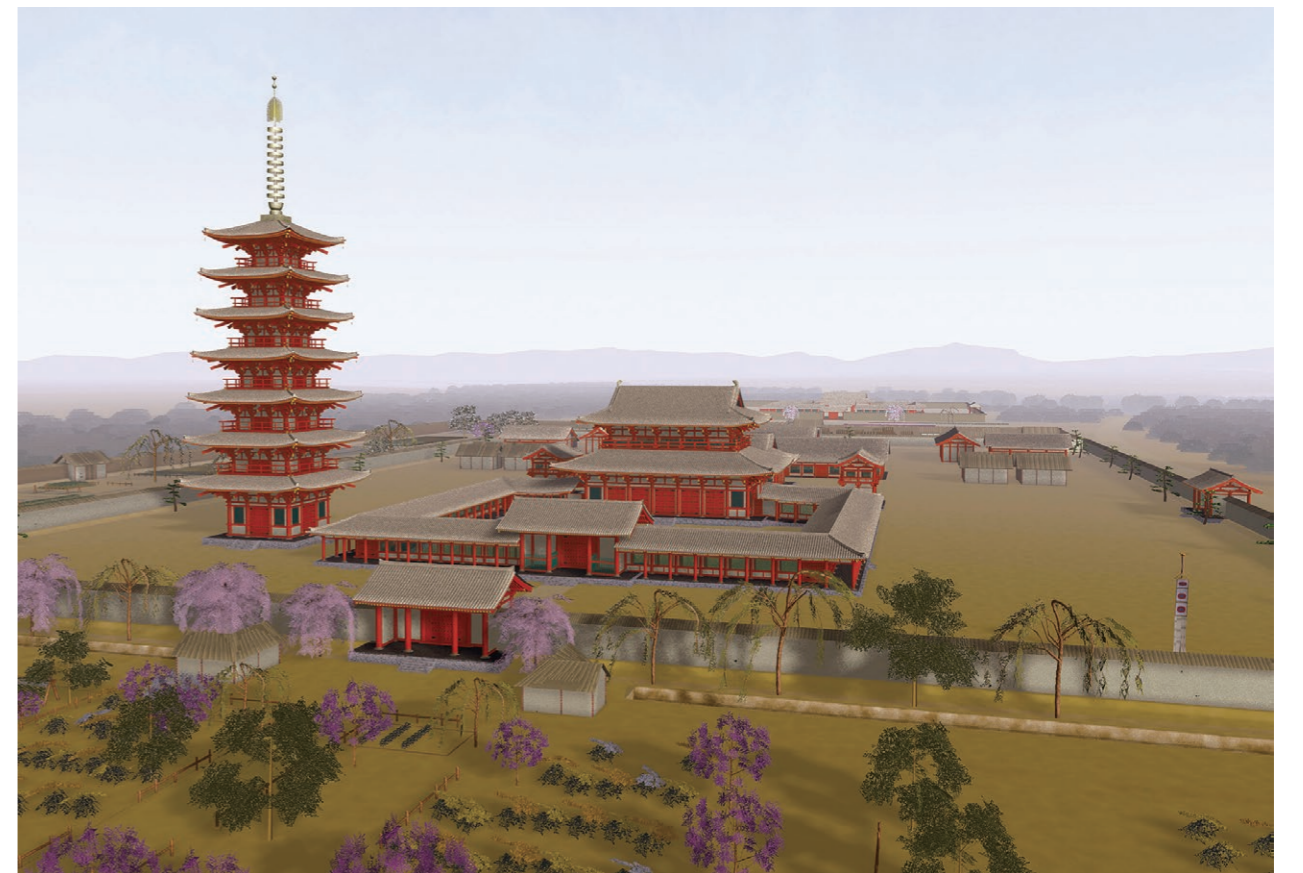
わたしたちの国分寺公園

平成 29 年 3 月

磐田市教育委員会



空から見た遠江国分寺跡（上が北）



コンピュータ・グラフィックスで復元した遠江国分寺

目次

第1章 整備基本計画策定にあたって	1
第2章 遠江国分寺跡をめぐる環境	2
第1節 地理的環境	2
第2節 歴史的環境	2
第3節 自然的環境	4
第4節 社会的環境	5
第3章 遠江国分寺に関する調査研究	8
第4章 過去の整備と現況	14
第1節 史跡指定と整備	14
第2節 遠江国分寺跡の現況	19
第3節 整備の成果と課題	21
第5章 特別史跡指定地内の調査結果の概要	23
第1節 調査経過	23
第2節 遺構	26
第3節 出土遺物	36
第6章 全体計画	38
第1節 遠江国分寺跡の特徴	38
第2節 基本方針	38
第3節 全体整備計画	39
第4節 活用の方法	39
第7章 再整備の概要	42
第1節 遺構整備	42
第2節 便益施設	50
第3節 基盤整備	52
第4節 ソフト整備	52
第5節 付帯整備	53
第6節 整備と活用	53
第7節 整備の課題	54
第8章 年次計画	57

資料

挿図目次

図1 古代の磐田と東海道	4
図2 特別史跡遠江国分寺跡環境整備事業平面図	17
図3 C G復元された遠江国分寺金堂	20
図4 遠江国分寺跡遺構全体図	25
図5 木装基壇概念図	26
図6 塔跡平面図	27
図7 塔跡基壇南縁部分詳細図	27
図8 金堂跡・北面回廊跡平面図	29
図9 金堂跡石段実測図	29
図10 金堂跡西側部分木装基壇出土状況実測図及び土層断面図	30
図11 金堂・講堂・僧房跡平面図	31
図12 講堂の間取りの推定	32
図13 西面築地跡平面図及び土層断面図	34
図14 燈籠跡実測図	35
図15 遠江国分寺跡史跡公園 整備後イメージ	43
図16 塔跡イメージ	45
図17 塔跡基壇外装復元断面模式図	45
図18 金堂イメージ	46
図19 金堂跡基壇外装復元断面模式図	46
図20 回廊イメージ	47
図21 燈籠イメージ	47
図22 講堂イメージ	48
図23 僧房イメージ	48
図24 築地堀イメージ	48
図25 南大門イメージ	49
図26 トイレ兼展示スペースイメージ図	50
図27 トイレ兼展示スペースイメージ	50
図28 四阿イメージ	51
図29 樹木整理(案)	55
図30 木装基壇詳細イメージ	56
図31 遠江国分寺跡平面計画図	59
図32 遠江国分寺跡工区計画図	61

第1章 整備基本計画策定にあたって

写真目次

巻頭写真	空から見た遠江国分寺跡	巻頭
巻頭写真	コンピュータ・グラフィックスで復元した遠江国分寺	巻頭
写真1	第1次調査の状況	9
写真2	国分尼寺講堂	11
写真3	「金寺」墨書土器	12
写真4	史蹟指定時の石柱	14
写真5	整備事業のようす	16
写真6	塔跡南側の樹木繁茂状況	19
写真7	収蔵庫	20
写真8	国分寺まつり 2016	21
写真9	塔跡礎石と四天柱根石	26
写真10	塔跡東側に立てかけられた瓦	26
写真11	階段	28
写真12	焼けた金堂基壇	28
写真13	金堂基壇断面の剥ぎ取り	28
写真14	僧房跡	32
写真15	燈籠跡	35
写真16	「貫名宅」墨書土器	36
写真17	塔本塑像と復元イラスト	37
写真18	国分寺公園での見学のようす	53
写真19	埴	56

挿表目次

表1	遠江国分寺をめぐる年表	8
表2	遠江国分寺跡・国分尼寺跡調査歴概要	13

遠江国分寺跡は、大正12年に国の史蹟に指定され、昭和26年には国の文化財保護委員会（現文化庁）の指導のもと磐田市教育委員会による緊急発掘調査が行われ、翌年に特別史蹟の指定を受けました（指定面積約2.5ha）。昭和42～45年には市制20周年及び明治100年記念事業として、環境整備及び史蹟公有地化事業が実施され、史蹟公園として整備されました。国分寺跡としての発掘調査、及び公有地化・整備を行った国内最初の例でした。

このように、国分寺跡における史蹟整備を常にリードしてきた遠江国分寺跡は、昭和45年以降177次を数える周辺の発掘調査によって、少しずつ歴史的事実を明らかにしてきました。

しかし伽藍中心部については、史蹟公園化以降の発掘調査は実施されておらず、昭和26年の調査によって主要伽藍建築のおおよその位置は知られていましたが、国土座標などの数値化された正確な位置や、僧房などの周辺施設については未確認のままとなっていました。また、市民の憩いの場として、歴史学習の場として利用されていますが、平成に入ってから、市民からはさらに利用しやすい史蹟公園としての方策を求められるようになってきました。昭和45年に史蹟公園となった遠江国分寺跡は、主要伽藍建築の基壇復元と植栽による回廊の表示という手法を採用しており、それぞれの建物の場所には説明板を設けて遺構の解説をしています。現地において建物を立体的にイメージすることが難しく、見学者からは、「ただの野原ではないか」といった声が聞かれることもありました。遠江国分寺跡の活用については、特に平成6年以降はほぼ毎年のように市議会でも取り上げられるようになり、公園内に国分寺の建物を復元することはできないか、七重塔の復元が公園内で難しいのであれば、駅前にミニチュアの七重塔を復元したらどうだろうかといった声が聞かれるようになってきました。こうした市民からの声は、市民の憩いの場として、歴史学習の場として利用されてはいるものの、郷土の誇りである史蹟がこのままでよいのかという問いかけでもありました。

磐田市教育委員会文化財課ではそうした声に応えるため、平成12年度から4か年をかけてコンピュータ・グラフィックスを使って遠江国分寺の復元作業を行い、その成果品を各学校に配付しました。また市民ホールでの定期的な上映や市のホームページへの掲載、遠江国分寺に関する講演会やシンポジウムなどの啓発活動を平成9年から毎年継続して行うなど、ソフト面での対応を図ってきました。

平成17年4月、市町村合併により誕生した新磐田市では、今後のまちづくりの基本となる10年計画（新市まちづくり計画）の重点プロジェクトとして、遠江国分寺跡の再整備を掲げており、この歴史遺産を未来へと継承していくことの共通認識が得られました。これにより、遠江国分寺跡再整備に向けての動きがスタートすることとなりました。

平成17年に遠江国分寺跡整備委員会が同設置要綱により組織され、平成18年3月には『遠江国分寺跡整備基本構想』が策定されました。

次いで平成18年度からは史蹟指定地内の発掘調査がスタートし、様々な発見がありました。

今回、これらの成果を踏まえて『遠江国分寺跡整備基本計画』を策定しました。

第2章 遠江国分寺跡をめぐる環境

第1節 地理的環境

磐田市は、日本のほぼ中央、静岡県西部地方に属し、静岡市と名古屋市という2つの政令指定都市の間にあります。市域は天竜川東岸から太田川西岸を中心とし、一部は太田川東岸も含まれます。東西約11.5km、南北約27.1kmと南北に長い形状を呈し、面積は164.08 k㎡に及びます。市南部は遠州灘に接する広大な沖積平野であり、北部は赤石山脈に続く山地、天竜川の旧河道である磐田原台地と周辺の沖積地からなります。

遠江国分寺跡は、磐田原台地南縁部に開析された4つの大きな丘陵のひとつである中泉丘陵の北東縁辺部に立地し、東には低湿地帯の今之浦を望みます。この今之浦は、奈良時代には「大の浦」の名で、天皇と遠江国司（守）桜井王との間に交わされた歌に詠まれています。

「大の浦のその長浜に寄る浪寛けく君を想うこの頃」（万葉集巻八）

遠江国分寺が、当時風光明媚な場所を望む場所に立地していたことがうかがえます。

第2節 歴史的環境

（1）時代の概観

磐田市街地北部の磐田原台地には、旧石器時代から中世・近世に至る間の様々な文化財が所在し、文化財の宝庫といわれています。

① 旧石器時代

旧石器時代の遺跡は磐田市内だけでも80箇所を超え、静岡県内では愛鷹山麓・箱根山西麓と並ぶ有数の分布地です。匂坂中遺跡群や京見塚古墳群の下層にある京見塚遺跡（国府台）などいずれもナイフ形石器文化期から細石器文化期（約15,000～25,000年前）に属します。国分寺・国府台遺跡でも第24次調査地点で礫群を伴ってナイフ形石器が出土しており、現在遺構が確認されているものとしては市内最南端の旧石器時代遺跡となっています。

② 縄文時代

縄文時代早期・前期の遺跡は少ないですが、磐田原台地北部の匂坂中遺跡などで遺物が見つかっています。また中期になると、中半場遺跡（寺谷）や新豊院山遺跡（向笠竹之内）などから竪穴住居跡が発見されると同時に、石原貝塚などが成立します。後期以降になると、西貝塚や見性寺貝塚（見付）などが成立し、今之浦付近が潟湖であったことを物語っています。

③ 弥生時代・古墳時代

鎌田・欽影遺跡からは、弥生時代前期の遠賀川系土器が出土し、弥生文化の幕開けを告げています。奈良時代の遠江国府跡が所在した可能性が極めて高い御殿・二之宮遺跡は、弥生時代後期に隆盛を迎えた遺跡としても知られていますが、この他にも加茂東原Ⅰ遺跡などがあります。古墳時代を通じて磐田原台地上には90基に及ぶ古墳が造られました。その中でも全長100mを超える前方後円墳として、松林山古墳（国指定・新貝）、銚子塚古墳（国指定・寺谷）、堂山古墳（出土品が県指定・東貝塚）といった前期から中期にかけての古墳が挙げられます。これらの古墳はいずれも豊富な副葬品をもち、特に松林山古墳と堂山古墳は、磐田市周辺地域だけでなく、さらに広範囲にわたる地域までも範疇に入れた首長の古墳と考えられています。このように磐田原台地上に多くの有力古墳が築造された背景には、天竜川平野、太田川平野といった肥沃な平野部に安定した生産があったこと、今之浦周辺の潟湖を利用して台地内陸部までの海運が利用できたこと、東西交通の要衝という地理的要因があったこ

とが挙げられ、当地が政治的・経済的にも重要地域であったことが考えられます。

④ 飛鳥時代・奈良時代・平安時代

律令制下の磐田を知る重要な手掛かりは、昭和53年から実施された御殿・二之宮遺跡第1次調査の成果にあります。この調査では、郷名木簡や、駅家木簡が発見された他、「豊穀」と記された墨書土器も発見され、官衛的な施設の存在が推定されました。その後、平成4・5年の第8次調査で大型の掘立柱建物跡が発見され、国分寺の地割等を考慮に入れてこの付近に国府が所在した可能性が高いと判断されました。第8次調査で検出された遺構の一部は現在御殿遺跡公園として保存されています。

国府跡想定地から西方1km足らずの位置に大宝院廃寺遺跡があり、白鳳時代と考えられる瓦が出土しています。国分寺と同種の瓦も出土していることから、国分寺と強く関連する寺院と考えられます。市内にある国分寺に先行する時期の寺院として、国分寺から6.5km北西の磐田原台地裾に寺谷廃寺遺跡、国分寺の東南4kmの鎌田・欽影遺跡地内の瓦等の出土地（通称鎌田廃寺）が挙げられます。

寺谷廃寺遺跡周辺には寺谷瓦窯跡があり、平安時代における国分寺葺替用瓦の窯と考えられています。ここから北東にある長者屋敷遺跡は、奈良時代の役所的な性格をもつ施設と推定されます。

磐田南高校の北側住宅街の北東端で、県道413号（旧国道1号）の切通しに接した部分には、遠江国分尼寺跡があります。

遠江国分寺跡の東海道を挟んだ東側に府八幡宮があります。この神社は、天平年間に遠江守桜井王が国府に勧請したと社伝にあり、現在も広大な社叢を持っています。国府から北へ約1km、国分寺のすぐ東に隣接するという位置関係からも、国府・国分寺と深く係わりのあったことが考えられます。

この神社社叢の北半分に位置する府八幡宮内遺跡は、10～11世紀の灰釉陶器や土師器と共に瓦が採集でき、国府・国分寺との関連が予測されます。

平安時代になると遠江国府は、海水面の小海進に伴い機能が停滞し、平安時代後期には移転したと考えられ、その場所として見付端城遺跡周辺が想定されています。

遠江国一宮・二宮・三宮などの位置も諸説があります。そのような中で、一宮については森町に所在する遠江一之宮は確実性が高いものです。二宮は、二之宮地区にある鹿苑神社が候補にあげられることが多いです。三宮と考えられている神社はありませんが、現在の磐田農業高校北側付近に三之宮という地名が残っています。また、総社は淡海国玉神社にあたります。

⑤ 鎌倉時代・室町時代・戦国時代

中世においても見付に国府が置かれていたと考えられています。見付端城遺跡は瓦塔や緑釉陶器などの遺物が出土しています。見付端城遺跡から西北に800mの丘陵上にある一の谷中世墳墓群遺跡の発掘調査では、888基もの墓から官人武将や宿場の町衆のものと考えられる墓が検出されています。これらの調査成果から、見付端城遺跡周辺に中世の国府があった可能性は、きわめて高いと考えられます。

一方、紀行文などの中世史料からも見付国府の存在を知ることができます。鎌倉時代後期に書かれた東関紀行では「遠江この国府 いまの浦」と書かれ、『十六夜日記』では「とほつあふみ みつけのこふ」「傍に水の井あり」という記述が見られ、国府が見付にあった傍証となるのと同時に、今之浦の存在、特に、見付国府と水運との関連が注目されます。

見付国府は守護所としての機能も有し、中世の見付は遠江の政治経済の中心地でした。また東海道の重要な宿駅でもあり、戦国時代にわずかな時期ですが戦国大名今川義元から自治を認められたことなどから、見付の町としての繁栄ぶりがうかがえます。

⑥ 江戸時代

戦国時代の終わりごろ、徳川家康が宿泊した館である御殿が中泉に造られました。江戸時代、遠江から三河の一部は幕府の直轄地となり、その管理は現在の磐田駅南におかれた陣屋で行われました。江戸時代の中泉は遠江の行政の中心地となりました。一方、東海道が整備された後の見付宿は東海道でも有数の大規模な宿場として栄えました。

(2) 磐田市の都市空間と国分寺

古代東海道は磐田市中心部で大きくクランクします。西側を始点側としてみると、池田方面から東進した東海道は中泉・磐田駅前付近で直角に曲がって北進し、見付・西坂町付近で再び直角に曲がって三ヶ野方面に向かって東進すると考えられるため、この間 1.6km にわたって南北に走るようになります。クランクの始点付近の南側には遠江国府に比定される御殿・二之宮遺跡が位置し、クランク箇所の設定と国府の用地選定との間に大きな関わりがあったと推定できます。

また、遠江国分寺はこの南北に走る箇所のほぼ中間地点に位置します。クランクの位置が重視されたとも考えられ、また向

かい側に府八幡宮があることも要件の一つであったかもしれません。あるいは、国分寺から北側は下り坂になり、寺院を建設するだけの平坦な用地を確保することは難しいため、遠江国府からできる限り離れた東海道沿いであることが条件であったとも考えられます。

遠江国府は、平安時代中期にはクランクの終点近くである見付地区に移転し、中泉地区は戦国期まで衰退しました。しかし、戦国時代末期以降、中泉御殿・中泉代官所が設置され、さらに明治時代には磐田駅の開通によって市街地として発展しました。一方見付地区は国府またはその後の守護所、見付城、見付宿と、現代まで継続した市街地として存続しています。

このように見ていくと、東海道の屈曲が磐田市を代表する2つの市街地を醸成したと考えられます。さらに国分寺は、2つの市街地を結ぶ都市空間の結節点として位置付けられます。

第3節 自然的環境

① 地形・地質

遠江国分寺が立地した磐田原台地を形成する基盤は、天竜川が運搬した砂礫層です。この砂礫層の上に不透水層である硬盤（鬼盤）層が厚い所では50cmほどに達しています。硬盤層の上には黄褐色

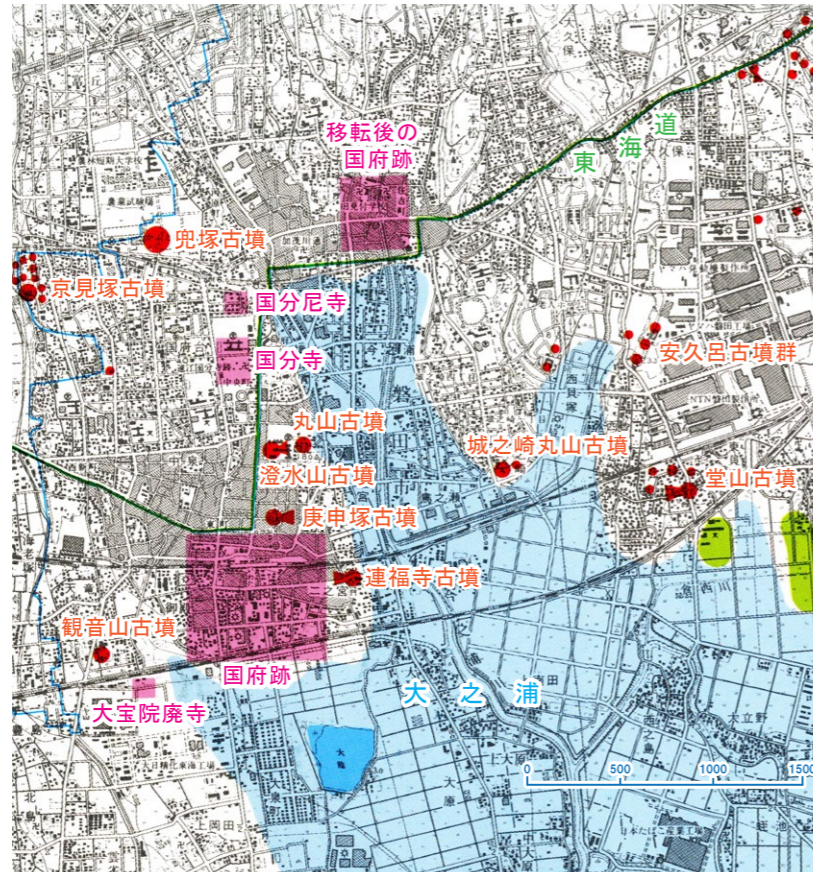


図1 古代の磐田と東海道（『図説磐田市史』を改変）

粘土層が50cm前後堆積しています。黄褐色粘土の上は、いわゆる黒ボクと呼ばれる有機質土層になります。黒ボクは、台地西半に堆積し、下層が谷地形を呈している場所などでは1mを超える堆積となります。磐田原台地は以上のような層序を示して、南に向って約1.1%の傾斜で低下し、御殿・二之宮遺跡付近で沖積層下となります。

史跡指定地内には畦畔が多く残りますが、これらは畑作における雨水・用水対策の一つとして、土地境に溝を掘ったものです。

なお、国分寺跡東側に展開する今之浦は、磐田原を南北に走る谷（必従谷）である中川の下流にあたり、台地の雨水を集めているので、古代においては豊富な水量を持つ入江を形成していたと考えて問題はありませぬ。

② 気候

月間降水量は、6月と9月にピークがあり、年間降水量は1,700～1,800mmです。

年平均気温は15.9℃、月別平均気温は最高が8月で26～26.5℃、最低が1月で4.5～5℃で、温暖な気候です。夏季の湿度は高く典型的なモンスーン型といえます。

③ 動植物

磐田原台地東縁の谷地形を太田川の自然堤防が閉鎖してできた桶ヶ谷沼・鶴ヶ池周辺を中心として、特徴ある動植物が見られます。桶ヶ谷沼は単一の沼ではトンボの種類数が日本一の規模を誇ります。また、鶴ヶ池周辺で発見され命名されたイワタカンアオイ、エンシュウハグマなども知られています。これらは、基本的には磐田原の照葉樹林を中心として育まれた自然の一部といえます。

第4節 社会的環境

(1) 環境の概観

① 行政区の変遷

東海道本線は中泉の南部に中泉駅が完成し、明治22年4月16日に静岡県内全線が開通しました。この年は、駅南を中心とした二之宮村と中泉町が合併して中泉町が成立し、見付宿は西瀬新田を併合して見付町が成立した年でもあります。

国分寺跡周辺は、ちょうど見付町と中泉町の境界付近であったことから、ほとんど開発されることなく、多くは農地となっていました。国分寺北側で大正11年に県立見付中学校（現・県立磐田南高等学校）の開校式が行われました。

昭和15年11月1日に見付町・中泉町・天竜村・西貝村が合併して磐田町が成立しました。昭和17年、磐田町が新庁舎を国分寺跡南側の現在地に設置し、さらに、戦後の教育制度の改革に伴い、磐田第一中学が国分寺跡の西側に新設された他、国分寺跡の北西方向約200mの旧隔離病棟跡に組合立磐田病院が設立されました。

昭和23年4月1日に磐田町は磐田市となり、昭和30年、31年、32年、36年と市域を広げていきました。平成17年4月に磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村の一市三町一村が合併し、人口175,000人と静岡県西部地方第二の都市となりました。

② 土地利用状況

遠江国分寺跡周辺は、磐田駅から1km弱の距離に位置することから、既に市街化されています。公共施設用地の他は、ほとんどが住宅用地、商業用地となっています。特に国分寺跡の西側一帯は、昭和27～48年に行われた土地区画整理事業（国府台）により57haの住宅地となっています。

また、周知の埋蔵文化財の包蔵地である国分寺・国府台遺跡内の土地所有は、前述したように国分

寺跡については私有地と公有地が混在し、国分尼寺跡についてはほぼ全て私有地です。

③ 法適用状況

国分寺跡周辺は、都市計画法の市街化区域に指定され、用途地域は第2種居住区域です。周辺の道路は、都市計画道路に認定されていますが、いずれも整備が完了しています。

④ 景観

国分寺跡は磐田原台地上に立地し、高所からの眺望が素晴らしいです。東海道を西から東に向って旅をした時に、最初に富士山を発見できたので見付宿と呼んだという説があることから眺望の良さは伺えます。現在でも、国分尼寺跡付近からは見付宿を一望できます。

国分寺跡周辺は、官庁・学校等の施設が集中しています。近年建てられた施設には、一部に国分寺を意識した色使いやデザインを採用しているものもあります。平成26年11月には磐田市景観条例が施行されました。

(2) 周辺公共施設の概要

① 行政・文教施設

JR東海道本線磐田駅は磐田市の玄関口として一日平均7,980人(平成27年度統計)の乗車客が利用します。平成12年に建てられた現在の駅舎は、国分寺をイメージした外観になっています。教育施設としては、磐田第一中学校、磐田中部小学校、磐田西小学校、磐田南高校、磐田西高校、磐田農業高校が半径1km圏に所在します。

行政施設としては、静岡県中遠総合庁舎、磐田税務署、静岡地方法務局磐田出張所、また国分寺跡の南に隣接する磐田市役所があります。そして、磐田駅前にある複合ビルである"天平のまち"は平成15年に完成し、商業・教育・医療・住居の各施設を有し、外観は天平文化をイメージしたデザインとなっています。文化施設としては、市民文化会館、勤労者の文化教養・研修活動の場であるワークピア磐田(磐田市勤労者総合福祉センター)が挙げられます。この他、郵便局も近接してあります。

以上のように、国分寺跡周辺には、磐田市関連の主要施設の大半が集まっているという特徴がありますが、特に学校教育施設が多いことは注目できます。

② 公園緑地

国分寺跡周辺には、都市計画に伴って街区公園などが整備されていますが、かぶと塚公園は総合公園として敷地面積約1haを擁し、国分寺跡の北西800mの位置にあります。

県道を挟んで国分寺跡の東側に広がる府八幡宮の社叢(約2ha)の一部は、その東に位置する中央公園に含まれており、市街地に貴重な緑を提供しています。国分寺跡史跡公園の緑と合わせ、市街地ながら豊かな緑が広がっているといえます。

③ 駐車場

国分寺跡には、専用の駐車場は設けられていません。平日に使用できる周辺の公共駐車場としては、国分寺跡南に隣接する市役所(110台分)および東方200mにあるワークピア磐田(106台分)の駐車場が無料で使えます。

④ 案内施設

国分寺跡周辺に設置されている案内施設は8箇所あります。JR磐田駅を下車すると、構内に指導標、駅前広場に国分寺の概要を示した案内板、メインアクセス道路となるジュピロード(天平通り)に電柱取付の指導標と舗装に埋め込んだ指導標、商工会議所が市役所南側に設置した案内板があります。JR磐田駅前にある観光案内所では、各種パンフレットを手に入れることができ、市内を巡る手助けになっています。

⑤ トイレ

国分寺跡の見学する際には、史跡公園内の仮設トイレ1箇所の他に市役所庁舎内、主要地方道磐田停車場線沿いにある公衆トイレが使えます。道路沿いの公衆トイレは「さわやかハウス」と名付けられ、旧見付学校を模した外観です。

しかし、休日の場合は市役所庁舎のトイレは利用できず、また仮設トイレは身障者には不便であることから、バリアフリーに対応したトイレの設置が望まれます。

(3) 交通アクセスの概要

① 自動車

東名高速道路磐田IC.から主要地方道磐田インター線、県道413号(旧国道1号)、主要地方道磐田停車場線を通って約4kmで国分寺跡に着きます。さらに遠州豊田PAにスマートインターが設置され、これを利用すれば約3kmで国分寺跡に着くことができるようになりました。

国道1号(磐田バイパス)を利用する場合は、見付IC.からは東名磐田IC.からのルートと同様で約3km、豊田東IC.からは、主要地方道磐田天竜線を使って約2kmでアクセスできます。その他国分寺跡から南へ5kmには国道150号などの交通アクセスが発達しています。

② バス

市内のバス路線には、遠州鉄道と秋葉バスサービスがあり、磐田駅前を中心に整備されています。磐田駅前から県道413号(旧国道1号)加茂川交差点までの区間は、1時間に3~5本程度と運行本数が充実しています。

国分寺跡に最寄りのバス停はこの路線の沿線にあります。南高校前(北側)と市役所前(南側)であり、どちらも国分寺跡から200m以内の範囲に設けられています。

③ 鉄道・歩行者・自転車

JR東海道本線は、市域を東西に横断し、磐田駅は浜松市をはじめとする隣接都市を結ぶ交通機関の玄関口としての役割を果たしています。磐田駅から国分寺跡へは、主要地方道磐田停車場線(通称ジュピロード、天平通り)を通る約1kmのコースが主なアクセス動線です。

第3章 遠江国分寺に関する調査研究

(1) 遠江国分寺の沿革

遠江は、現在の静岡県西部地方を指します。都に近い淡水湖である琵琶湖が「近淡海」と呼ばれその周辺地域が「近江」という国名になったのに対し、都から遠い地にある淡水湖周辺が「遠淡海」と呼ばれ、後には「遠江」という国名となっています。遠江の語源となった淡水湖は浜名湖または磐田市南部に広がっていた大の浦と考えられています。

表1 遠江国分寺をめぐる年表

西暦(年号)	できごと
741年(天平13年)	国分寺建立の詔
?	国分寺完成
819年(弘仁10年)	遠江国分寺で火災 塔・金堂・回廊等焼失
927年(延長5年)	延喜式に「遠江国正税28万束、 国分寺料3万束……」の記載
1022年(治安2年)	大風により講堂堂舎・仏像損壊
1028年(万寿5年)	国分寺講堂再建についての申請
1191年(建久2年)	国分二寺修造令
1522年(大永2年)	「奉懸国分寺……」の鰐口 (岩松寺所蔵)
1923年(大正12年)	史蹟保存地に指定
1951年(昭和26年)	初めての国分寺調査
1952年(昭和27年)	特別史跡に指定
1967~70年 (昭和42~45年)	環境整備事業
1983年(昭和58年)	南高校内で初めて建物遺構発見
1989年(平成元年)	国分尼寺講堂基壇発見
1992年(平成4年)	国分尼寺金堂基壇発見

奈良時代の天平13年(741)、聖武天皇は、仏教の加護のもと、国の安寧を願い、国ごとに「金光明四天王護国之寺」(国分僧寺(以下、国分寺という))と「法華滅罪之寺」(国分尼寺)造営を行う「建立の詔」を出しました。遠江では、国府があった磐田の地に建てられました。遠江における磐田市域の優位性は、古墳時代に大型古墳が分布することや出土遺物から知ることができます。

遠江国分寺の造営開始時期は、軒丸瓦の形状から、天平13年(741)前後には着手していたのではないかと考えられ、尼寺の造営も平行して進められたものと思われます。この後、遠江国分寺については、平安時代の文献である『類聚国史』弘仁10年(819)8月に国分寺焼失の記載があります。しかし、この火災は部分的であったと考えられ、近年の発掘調査では、平安時代の中頃(11世紀頃)まで遠江国分寺は続いていたと推定されています。

平成16年(2004)に『朝野群載』の逸文

中に万寿5年(1028)の遠江国司・源安道の覆勸使申文があることがわかりました。それによると治安2年(1022)7月の大風によって国分寺の講堂の建物が損壊し、茅葺きの堂舎と銅黄彩色の仏像を再建することでよいかの伺いを立てたことが知られます。

本史料により、11世紀前半の遠江国分寺には中心的な建物が講堂しかなかった可能性があること、その規模が「五間四面」で長さ24.7m、奥行き11.8m、高さ4.4mの瓦葺きであったこと(図12参照)、阿弥陀仏他7体の金色の仏像が安置されていたこと、国分尼寺もこの数年前に修復したこと等が分かる点で重要です。

その後の国分寺を文献資料に求めると、文治2年(1186)に、源頼朝が遠江守である安田義定に国分寺の破損や転倒の復興を命じているもの(『吾妻鏡』第六)があります。

中世における国分寺の実態は明確ではありませんが、見付に居住していた堀越氏延(今川了俊の子孫)が大永2年(1522)に「遠江州豊田郡府中薬師堂」に寄進した鰐口(袋井市岩松寺蔵)の背面に「奉懸国分寺御宝前……」とあり、国分寺の存在を立証しています。

江戸時代になると、現国分寺の薬師堂には享保3年(1718)銘の「薬師参詣功德日」なる額が保管されています。断片的な資料を垣間見る限り、江戸時代も人々の信仰を集め、江戸時代後半までは絶えることなく法灯が続いていたと考えられます。

明治4年(1871)の絵図には薬師堂・愛染堂・閻魔堂・寺・表門の規模や構造が記されています。平成25年度の第169次調査においても、絵図にはない礎石を持つ建物跡が発見され、時期によっては何らかの堂が存在していたことが伺われます。回廊跡に残された礎石も近世のものと考えられることから、現在の国分寺よりも広い範囲が宗教的なエリアと認識されていた可能性があります。このことは、現在まで遠江国分寺跡が史跡として、良好な保存状態を保っていたことにつながるものと評価できるでしょう。

明治6年に住職が亡くなると無住の廃寺となりましたが、昭和初期に一人の尼僧・森本善苗によって国分寺の再興が図られました。昭和18年3月に森本尼僧が他界してからは、地域の人々によって薬師堂が管理され、遠江薬師四九番札所の第1番札所参慶山国分寺として、現在も信仰の対象となっています。

(2) 昭和26年の発掘調査までの研究史

国分寺研究の第一歩は遠江国分寺跡の発掘調査からといっても過言ではありません。遠江国分寺については、江戸時代末期の国学者、内山真竜の記した『遠江国風土記伝』で紹介され、その後多くの学者によって研究されすぐれた業績が発表されています。古くから国分寺として知られ、信仰の場であったため、郷土史家によっても国分寺の重要性は説かれていました。昭和6年の『静岡縣史』第2巻刊行に際して現地調査が行われ、伽藍地西側を画する南北176mの土塁や金堂礎石3個、塔礎石2個などが報告されています。昭和13年に報告された鴫田忠正の「遠江国分寺」(『遠江国分寺の研究』第5表 文献1)では、踏査が行われています。ここでは、県史添付図面の3186地籍が基本的には土塁の残存と結論付けており、伽藍地の南側を画す土塁の存在も指摘されました。

(3) 第1次調査

昭和26年、国分寺跡を含む一帯に道路と市営住宅の建設が計画されたのに伴って、文化財保護委員会(現文化庁)の指導のもと、磐田市教育委員会による緊急発掘調査が行われました。

調査は、古代寺院研究の第一人者であった東京国立博物館学芸部長石田茂作を中心に進められました。昭和25年に静岡市の片山廃寺(推定駿河国分寺)の発掘調査が行われていますが、遠江国分寺跡の調査は、国分寺跡と認識したうえで行われた本格的な発掘調査の全国で第1号でした。期間は9月17日に着手し、9月30日までの14日間に渡りました(うち1日は雨のため調査を中止しました。期間中報告会も行われています)。金堂西側の回廊跡から始め、続いて金堂跡・中門跡・南大門跡・塔跡・講堂跡と調査範囲が順次広げられていきました。発掘調査は幅3尺(約90cm)ないし6尺のトレンチを設け、基壇の位置や大きさ、柱を支えた礎石の位置などの解明を目的に行われました。石田茂作は成果として「結果は予想以上に良好で、金堂址、塔の確認と併せて今



写真1 第1次調査の状況(金堂階段)

までまったく気付かれなかった廻廊址、中門址、講堂址等も検出され、全国分寺研究の上に劃期的な

示唆を与えた」と報告書『遠江国分寺跡の研究』の中で述べています。主な調査成果は以下のとおりです。

- ① 金堂・塔・講堂・回廊の配置と規模が明らかになりました。
- ② 金堂南面中央にて石階（階段）3段を検出しました。
- ③ 金堂基壇は間口112尺、奥行71尺と判明しました。
- ④ 塔の基壇南端の位置を確認しました。残存する礎石と根石から基壇の規模は50尺四方、脇間と中央間が10尺と確認されました。
- ⑤ 国分寺にはないと考えられていた回廊が存在し、遺存する礎石から梁行10尺の複廊と判明しました。
- ⑥ 中門跡の調査においては、明確な遺構は検出されていませんが、瓦の堆積が見られること、土層の状況からその位置と規模が推定されました。
- ⑦ 南大門跡は調査において明確な遺構は検出されず、瓦の散布と地形の変化からその位置と規模が推定されました。
- ⑧ 東大寺式伽藍配置であることがわかりました。
- ⑨ 出土瓦を小笠原郡原村字清ヶ谷（現掛川市）の窯跡出土の瓦と比較対照したことにより、遠江国分寺の瓦窯が判明しました。

以上の調査成果を踏まえ、石田は、次のような推定を行っています。

- ⑩ 伽藍地の広さは600尺（180m）四方であり、伽藍は計画的に地割して配列したものです。
- ⑪ 心礎の柱座径の40倍前後が塔の総高であるという仮定のもとに、塔は高さ224尺（67.8m）で、塔の一辺長と心礎直径との比率から、屋根は七重です。
- ⑫ 遠江国分寺の古瓦は特異な存在です。三日月形の軒平瓦は国分寺瓦としては稀であり、その文様も古瓦の伝統を離れた目新しいものです。遠江国分寺造営の態度に先端的なものがあったことが考えられます。

石田は発掘調査によって明らかにすることができなかった僧房や食堂、経蔵、鐘楼などの位置を、翌年に再度発掘調査を行い、検出する心づもりであったことを報告書に記しています。

以上のように、昭和26年の第1次調査は画期的な成果を収め、考古学史で高く評価されています。

（4）第2次以降の発掘調査

① 国分寺

昭和57年度に、国分寺伽藍地想定ラインに接した西側で民間住宅建設工事を行ったところ、多量の瓦が出土したことから緊急発掘が行われ（第3次調査）、土塁（後に築地と認定される）外側に溝を確認し、多量の瓦が出土しました。この発見は、国分寺伽藍地に対して、昭和26年の調査以来21年ぶりの新事実となりました。

昭和58年度の第5次調査は、北側に隣接する磐田南高校の施設建設に伴う調査で、磐田市教育委員会が行いました。この地点は、国分寺伽藍地外と考えられていましたが、調査では国分寺と関連する時期の遺構が発見され、伽藍地が想定よりも北に広がっていることが予測されました。

これらの調査を契機として、昭和58年度には、「遠江国分寺跡周辺確認調査」の国庫補助を受けて、現地調査と共に公共座標を設置しました。昭和58年度の第6次調査で、講堂真東の伽藍地東端想定地点で、伽藍地を巡ると考えられる溝が確認されました。昭和59年度の第9次調査では、第3次調査で発見された溝を北に延長した部分の土塁西側で多量の瓦を含む溝が発見され、土塁と考えられていた高まりは築地である疑いが強まりました。このため、指定地の一部でトレンチ調査を行いました

（第9次調査）。その結果、県教育委員会が行った第112次調査の成果と合わせて、土塁ではなく築地と判断され、発掘調査報告書では、下端1.5m（5尺）、高さ2.4m（8尺）、屋根の高さを含めた総高3.3m、軒の出2.8m（9尺）ほどと推定しています。築地西側の溝は昭和63年度の第43次調査、平成元年度の第60次調査でも検出され、この溝が伽藍の西端を区画する溝であると推定されました。

昭和62年度の第36・38次調査では、伽藍地北東部で伽藍中軸線に沿うように主軸をもつ奈良時代の大規模建物跡が検出されました。第36・38次調査地点北側の第44次調査でも掘立柱建物跡が検出され、この掘立柱建物跡は、平成5年度の第101次調査で続きを検出しています。

昭和63年度の第51次調査では、磐田南高校校舎渡り廊下脇の地点で、伽藍地北側を区画する溝を発見しました。この調査で国分寺四面の境界がほぼ確定しました。これにより従来は180m四方と考えられていた伽藍地は東西約180m、南北約253mとなりました。

同年度の第52次調査では、伽藍地の西側を区画する溝の外側に、四面に庇を持った大型掘立柱建物跡が発見され、伽藍地の外に国分寺造営前の建物が存在することが明らかになりました。

平成6年度の第112次調査では、磐田南高校敷地内から、第9次・43次・60次調査で検出された築地西側の国分寺伽藍地西端の溝の延長線上の溝が確認されており、伽藍地の範囲を知る傍証となりました。

平成7年度の第117次調査では、南大門跡の東方約60m地点で幢竿支柱跡が発見されました。国分僧寺で幢竿支柱跡と認識して調査を行った最初の例です。この調査により指定地外にも貴重な遺構が存在することを決定付けました。

② 国分尼寺

国分寺跡の北方には「尼寺」という小字がみられます。古くから瓦が出土することでも知られていました。ここで初めて発掘調査が行われたのは昭和39～40年です（第2次調査）。これは、昭和30年代に行われた区画整理事業の際に、多量の遺物が出土したことがきっかけでした。この調査で、4箇所から溝を巡らした基壇状の遺構が検出されました。この時点では建物の規模や配置から寺院跡とは考えられないため、官衙遺跡であるという考え方が主となり、国分尼寺跡とは認められませんでした。地名も「国府台（こうのだい）」と名付けられました。その後の発掘調査や地籍図などから、基壇状の遺構を巡る溝は、後世の畑地境の溝であったことが確かめられています。

昭和61年度の第21次調査は、磐田南高校の北方にある住宅団地内を対象にしたものでしたが、国分寺伽藍地西側を区画する溝の延長上で類似した溝が発見され、尼寺関連の遺構ではないかと考えられました。その後、昭和63年度の第57次調査で方形の布掘状遺構が検出され、尼寺講堂の基壇であると認められました。基壇外装は木製と想定されています。なお、検出された布掘状遺構には、第2次調査のトレンチが入っています。平成4年度の第99次調査で尼寺金堂基壇を発見し、尼寺は、僧寺の伽藍中軸線上に金堂・講堂が南北に並ぶ伽藍であったことがわかりました。

また、第21次・50次・126次・132次・135次調査では、いずれの地点からも南北方向の溝が検出されており、国分尼寺の西を限る溝と考えられます。第135次では、調査地内から3条の南北溝を検出しましたが、いずれも発掘区内で途切れています。また、第135次の北方に位置する第136次調査



写真2 国分尼寺講堂（第57次調査）

では大型土坑2基が検出され、この付近に伽藍地の西出入口もしくは、出入口にかかわる構築物があった可能性が指摘されています。

その他住宅建設や下水道工事などに伴い尼寺関連遺構が調査され、尼寺の伽藍地が判明しつつありますが、伽藍地の南部や東部の限界は充分にわかったとはいえません。

③ 出土遺物

発掘調査の主な出土遺物は瓦で、なかでも軒平瓦には遠江独自の形式が見られます。周縁の断面形は三日月状を呈し、創建期の文様は蕨手唐草文を施しています。国分尼寺ともほとんど瓦を共有しており、以後この蕨手唐草文が変形していきます。瓦の大半は15kmほど東方の掛川市の清ヶ谷窯で焼成されています。

瓦以外では、数量的には少ないですが、「金寺」「講院」「寺」「高」などの墨書土器が出土しています。今回の整備事業により昭和26年度の出土遺物を精査したところ、回廊付近から鉄製の唄金具が出土していたことがわかりました。



写真3 「金寺」墨書土器

④ 国分寺・国府台遺跡調査に対する行政の対応

遠江国分寺跡の周辺開発が進むにつれ、付近一帯を埋蔵文化財包蔵地とし、その性格を明らかにする必要が高まってきました。また、北側に位置する遠江国分尼寺についても、遺跡であることは判明していたものの、当初はその性格を明らかにすることができませんでした。そのため、周辺全域を「国分寺・国府台遺跡」とし、昭和61年度、国分寺・国府台遺跡に含まれる全戸に「国の特別史跡遠江国分寺跡周辺地の皆様へのお願い」と題した教育長名の文書を配付し、遺跡の範囲内で住宅の新築・増改築・土盛り・掘削などの開発行為がある際には、事前に教育委員会へ連絡をしてほしい旨を周知しました。同様の内容を市役所内の関係各課にも周知し、開発と埋蔵文化財の調整を依頼しました。以来、小規模の開発の際にも発掘調査を行い、国分寺に対するデータの蓄積を行ってきました。平成28年12月までの調査は177次に及びます。

表2 遠江国分寺跡・国分尼寺跡調査歴概要

年	調査次	概要
大正12年		国指定史蹟保存地となる。
昭和26年	第1次調査	石田茂作を中心とした調査団が学術調査を実施し、主要伽藍の配置を確認する。
27年		特別史跡に指定される。
39・40年	第2次調査	国分尼寺想定地を調査し、多量の瓦等を発見する。伽藍の確認はできなかった。
57年	第3次調査	伽藍地東側を区画する築地(土塁)外側に溝が巡る可能性を確認する。
58年	第5次調査	伽藍地北限と考えていた部分よりも北方に国分寺関連遺構が存在することを確認する。
	第6次調査	伽藍地東側を区画する溝を確認する。
59年	第9次調査	伽藍地西側の土塁を切断し、土盛を確認すると同時に土塁ではなく築地であると認識する。平成7年に築地の規模は下端幅約1.5m、高さ約2.4m、屋根を含めた高さ約3.3m、軒の出約2.8mと推定された。
61年	第21次調査	磐田南高北側住宅地で、国分寺伽藍地西側溝の延長上で溝を発見する。
62年	第28次調査	伽藍地南側を区画する溝を確認する。
	第36・38次調査	伽藍地北東側で国分寺関連と考えられる掘立柱建物跡を確認する。
63年	第44次調査	伽藍地北東側で掘立柱建物跡を確認する。
	第50次調査	後に尼寺金堂基壇を確認し、溝等を検出する。
	第51次調査	伽藍地北側を区画する溝を確認し、国分寺伽藍地の規模がほぼ確定する。伽藍地は東西約180m、南北約253mと考える説が有力となる。
	第52次調査	伽藍地北西よりで、西限よりも西側に当たる部分から国分寺関連と考えられる掘立柱建物を確認する。国分寺に先行する建物と考えられる。
平成元年	第57次調査	尼寺講堂を確認する。
	第63次調査	尼寺北限は、谷地形で区切られることを推定した。
4年	第66次調査	磐田南高北側住宅地で、国分寺伽藍地西側区画溝の延長上で溝を確認する。
	第99次調査	尼寺金堂基壇と基壇縁の布掘り遺構を確認する。
5年	第101次調査	第44次調査で検出した掘立柱建物跡につながる建物跡を確認する。
	第104次調査	伽藍地南東隅付近で伽藍地南側を区画する溝が約3尺不連続となることを確認し、門の存在を推定する。
6年	第112次調査	伽藍地西側の築地が磐田南高校庭まで続いていることを確認する。
	第116次調査	磐田南高北側住宅地で、国分寺伽藍地西側溝の延長上で溝を確認する。21次、66次などの成果を踏まえて、国分尼寺伽藍地の西端と解釈する。
7年	第117次調査	南大門東方60mの地点で、幢竿支柱跡と考えられる大形柱穴を確認する。
	第129・131次調査	尼寺金堂基壇の一部を調査する。
11年	第136次調査	尼寺伽藍地西側区画溝付近で、大形土坑(礎石の跡?)を確認する。門跡とも推定される。

(注) 概要の内で黒書きは国分寺跡関連、青書きは国分尼寺跡関連

第4章 過去の整備と現況

第1節 史跡指定と整備

(1) 国分寺・国府台遺跡の名称と範囲

史跡指定地を含む国分寺及び尼寺に関する埋蔵文化財包蔵地を昭和61年度から「国分寺・国府台遺跡」と呼んでいます。以前、尼寺跡付近は国府台遺跡、国分寺跡付近は国分寺跡・国分寺西遺跡・国分寺旭ヶ丘第1地点という名称を使っていました。ところが、昭和61年度までの国分寺跡周辺遺跡の調査により、個々の遺跡相互で様々な時期の遺構や遺物が断続的に発見されたことや地形上からも区別が困難であることから、国分寺跡を取り巻く遺跡群と位置づけることとしたのです。したがって、それまでに調査した地点は全て名称変更し調査次数を付け直しました。昭和61年度の発掘調査報告書発行以後は、名称変更後の遺跡名を使っています。

(2) 史跡指定の経緯及び範囲

遠江国分寺跡は、大正12年内務省より史蹟として指定されました。史蹟となったものの、国分寺跡の内容を知るための調査は行われず、当地は畑地として耕作されていました。しかし、瓦が多く出土することや、「国分寺」や「尼寺」が地名にあることから、国分寺は日常生活に溶け込んでいました。また、史蹟地内に薬師堂があったことから薬師信仰の場でもあり、史蹟は大切に保存されてきました。



写真4 史蹟指定時の石柱

昭和26年、国分寺跡付近に市役所が建設されたことをきっかけとして、国分寺跡一帯に道路と市営住宅の建設が計画されました。これに伴い磐田市は国の文化財保護委員会（現文化庁）に対し史蹟指定地域縮小に関する申請を行いました。文化財保護委員会は指定地内の発掘調査を行い、その結果によって申請の許可を決定するという意向を示しました。同年文化財保護委員会の指導のもと、磐田市教育委員会による緊急発掘調査（第1次調査）が行われました。調査の結果、国内で初めて国分寺の伽藍配置が明らかになり、また、遺構の遺存状況が良好であることがわかったため、道路等の建設計画は変更され、翌昭和27年に特別史蹟として指定されました。特別史蹟に指定されている国分寺跡は、平成28年12月現在、常陸・讃岐・遠江の3箇所です。

指定範囲は、大正12年の指定範囲がそのまま踏襲され、面積は25,109㎡でした。その後、平成19年度・23年度に伽藍地東側の追加指定が行われ、現在の指定面積は26,856.63㎡です。また、国分尼寺跡については、現在周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲にはなっていますが、未指定です。

指定地内での現状変更は次頁の指定台帳に示すとおり現在までに21回行われています。指定地南に立地する市役所関連施設の建設に伴うもの、指定地内での収蔵庫建設に伴うもの、指定地内の整備に伴うものなどです。

指定台帳（磐田市教育委員会所蔵）

とおとうみこくぶんじあと

遠江国分寺跡

平成28年12月末現在

指定年月日	昭和27年3月29日	史跡指定	
指定種別	特別史跡	大正12年3月7日 内務省告示第57号 史蹟保存地として指定	
管理者	磐田市	昭和27年3月29日 文化財保護委員会告示第34号で特別史蹟に指定。	
所有者	磐田市	平成20年7月28日・平成24年1月24日追加指定。	
所在地	見付3220-1他96筆	指定地面積 26,856.63㎡	公有化面積 24,148.52㎡
規模・概要			
昭和26年（1951）の調査で中門・金堂・講堂・回廊・塔などを確認。南大門は推定。経蔵・鐘楼・僧房などは未確認。昭和42年から4ヵ年事業で整備。そのときは、数少ない「国分寺跡を現状のまま保存する」という整備当時の考え方により整備にかかわる発掘調査は未実施。			
指定理由			
塔が金堂の西側に建つ東大寺式の伽藍配置で、遺存状況が良好であり、また国分寺において初めて伽藍配置が明らかになったことから特別史蹟に指定。			
現状変更記録			
昭和34年9月20日	市立スポーツセンター兼公民館（現在の市役所西庁舎）		
昭和35年9月12日	住宅建替えに伴う現状変更申請		
昭和36年10月	遠江国分寺収蔵庫建設のため現状変更申請→収蔵庫建設工事		
昭和60年3月10日許可	第9次調査に伴い、指定地内の土塁の調査を行うため現状変更申請		
昭和62年10月15日許可	回廊内のクラッシャーランがなくなってしまった。伊勢産の白砂利を7cmの厚さで敷き均した。工事期間11月4日～12月19日		
昭和63年12月17日許可	回廊縁石工事		
平成3年7月11日許可	市役所別館建設及び駐車場整備計画に伴う発掘調査一部指定地がかかるため、現状変更申請		
平成9年2月25日～3月20日	史跡指定地内用地買収のため、カーポート・掘立小屋等を撤去		
平成8年7月18日～12月25日	下水道管理設工事及び便所改修工事		
平成14年9月5日許可	史跡指定地内に照明灯設置に伴う確認調査（137次調査）調査日9月18日		
平成15年1月29日～2月26日	史跡指定地内（北側）に照明灯改修及び増設		
平成18年9月19日～3月29日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第143次調査）		
平成19年8月16日～2月15日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第145次調査）		
平成20年8月18日～2月26日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第150次調査）		
平成21年5月22日～6月15日	遊具・車止めの撤去		
平成21年8月17日～3月15日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第153次調査）		
平成22年9月6日～2月28日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第156次調査）		
平成23年10月28日～3月12日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第159次調査） 指定地買上げ予定箇所の建物基礎深等の確認		
平成24年8月20日～3月18日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第162次調査）		
平成25年8月20日～3月25日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第169次調査）		
平成26年7月22日～10月21日	史跡の再整備にあたり必要な資料の取得（史跡指定地内・第171次調査）		

※看板・説明板の設置等を除く

(3) 公有地化の経緯

遠江国分寺跡の史跡指定地内の公有地化は、昭和31年の買収計画から始まります。当時はまだ戦後の食糧難が完全に解消されていない時期であり、農家より農地を買い上げることは困難なことでしたが、最終的には土地所有者の理解を得ることができ、昭和33～35年までの3ヵ年、国庫補助事業で13,400㎡（指定地の約50%）の買収を行いました。国分寺跡での公有地化としては全国で最初です。その後昭和42年度からの環境整備事業と並行して未買収地の買い上げが進められ、5,000㎡（指定地の約30%）が追加されました。

その後も公有地化事業は続けられ、現在までに指定地の89.9%が完了しています。平成27年度末現在の未買収地は、畦畔・里道・水路などの国有地、現国分寺の境内地等の私有地です。

(4) 環境整備の経緯

大正12年の史跡保存地指定後は大掛かりな環境整備は行われていませんでしたが、昭和27年の特別史跡の指定を受け、翌年から徐々に整備が始まりました。

昭和28年には、発掘調査によって良好に残存していることが判明した金堂正面中央の石階に覆屋をかける保存施設工事を行うと同時に、説明板を設けました。また、同年には民間団体の「特別史跡遠江国分寺保存顕彰会」が発足し、昭和40年に解散するまでの間、草刈奉仕活動や遠江国分寺跡整備に対する提言をしています。

昭和30年には金堂及び塔跡の整地や芝張り、金堂階段の保存工事や覆屋周辺の工事、ベンチ設置、樹木の手入れなどの整備が行われています。その後も金堂跡や塔跡を中心として整備が進められ、昭和37年には指定地内に国分寺収蔵庫が国庫補助を受け建てられました。収蔵庫内には国分寺出土の遺物が保管・展示され一般公開もされました。昭和30年代には公有地化事業が行われたものの、市役所内部で整備の方策が定まっておらず、公有地化とともに耕作されなくなった畑は荒れ放題になり、周辺住民から厳しい批判を浴びることもありました。

遠江国分寺跡が現在の姿になったのは、昭和40年代に行われた環境整備事業によりです。昭和43年の磐田市制20周年及び明治100年記念事業として整備事業を行うことになりました。



写真5 整備事業のようす（昭和45年度 整地工事）

昭和46年6月に環境整備工事及び土地買い上げ事業完工式が行われ、史跡公園としての遠江国分寺跡が一般に公開されました。昭和46年以降、遠江国分寺跡は教育委員会の文化財担当部署で管理を行い、樹木管理や除草管理や施肥などを実施しながら、緑化促進のために植栽が積極的に進められました。また国分寺跡へは樹木も寄贈されています。昭和48年には塔跡の南側に「磐田市花の会」の花壇が設けられています。花の会の花壇は整備工事前から国分寺跡にあったもので、整備工事中に一時廃止しましたが完成後再度設けられました。

昭和50年代以降も引き続き公園内の樹木の養生管理が行われ、説明板や園内への進入路の整備などが施されています。当時は史跡整備が終わったばかりであり、公園内には一部にわずかな古木がある程度で緑が少ない公園でした。現在南大門跡と中門跡に多く植えられている梅は、昭和50年から10年間かけて地元の一市民により植樹されたものです。

昭和60年度以降も引き続き樹木の養生管理が続けて行われ、また、説明板の改修のほか照明灯や仮設トイレが設置されています。平成14年には照明灯の改修及び増設工事を行っています。

また、「観光ボランティアふれあいガイド」のメンバーが中心となって国分寺跡の除草作業が行われたことが発端となり、現在は教育委員会職員と国分寺まつり実行委員会のメンバーらによる合同の除草活動が毎年行われています。

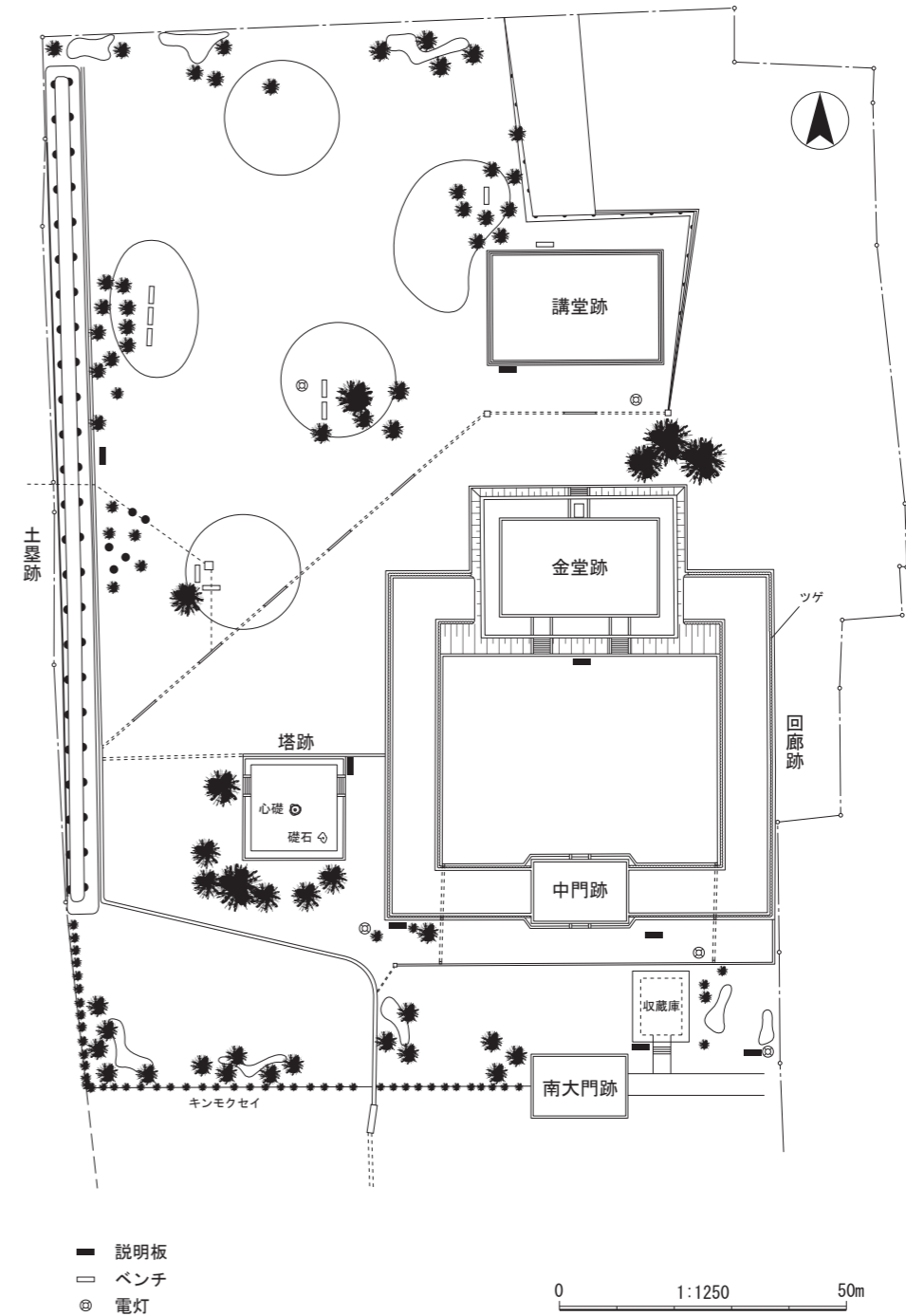


図2 特別史跡遠江国分寺跡環境整備事業平面図（昭和46年測量、青焼き図を再トレース）

昭和 42 ～ 45 年 環境整備事業の整備方針・整備事業内容

●整備方針	
<p>①未調査地域の遺構を破損しないようにする。 ②未確認の遺構については推定復元を最小限にとどめる。 ③対象地全体に盛土し、整地を行って遺構保存を行う。 ④遺構の表示は、昭和 26 年の調査実測図より金堂・講堂・塔・回廊・中門・南大門の位置と規模を復元する。 ⑤比較的明確な遺構（金堂・講堂・塔・回廊）は整地した上に基壇を復元する。基壇上には芝を張り、回廊については植栽により位置を表示する。 ⑥基壇復元では花崗岩の縁石で規模や建物規模を表示する。 ⑦金堂跡で 3 段の階段が発見されているが、風化が激しいため埋め戻して保存する。 ⑧対象地内の樹木は伐採せず、古代植物相の復元を図る植樹を行う。</p>	
●整備事業内容	
年度	整備事業内容
昭和 42 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡指定地域を中心とした付近 70,000 m²を測量 ・ 指定地のうち買収済み地 12,870 m²の除草や雑木整理を実施
昭和 43 年度	<ul style="list-style-type: none"> ①指定地内約 13,435 m²の草刈りと除草薬品散布を実施 ②金堂基壇整備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土工事 (199 m³) ・ 花崗岩縁石工事 (縁石及び階段に使用。花崗岩幅 300 mm×長さ 900 mm×厚さ 120mm、表面小叩仕上) ・ 石灰岩破石舗装工事 (基壇表面に破石を厚さ 5 cm で敷き転圧を加える。) ・ 金堂法面張芝工事 (高麗芝)
昭和 44 年度	<ul style="list-style-type: none"> ①準備工事 (地均・雑草抜根工事) ②不陸整地工事 ③金堂跡整備工事 (階段施設工事 南側 2 箇所 北側 1 箇所) ④講堂跡整備 (盛土・花崗岩縁石) ⑤回廊跡内庭整備工事 (盛土・花崗岩縁石・荒木田舗装・青砂利敷) ⑥土塁跡整備 (盛土造成、遺構面と区別するため浜砂を中間層としその上に山土を盛土) ⑦塔跡整備 (盛土・間知石積・花崗岩縁石・階段) ⑧中門整備 (盛土・花崗岩縁石・階段) ⑨南大門整備 (盛土・花崗岩縁石・石灰岩破石舗装) ⑩排水陶管付設工事 (陶管付設・集水管) ⑪植栽 (金堂跡・講堂跡・回廊跡・塔跡・土塁跡に芝張り、回廊跡にツゲ植栽) ⑫補償 (国分寺庫裏改築・墓地移転)
昭和 45 年度	<ul style="list-style-type: none"> ①準備工事 (地均・残土処理) ②土塁整備工事 (盛土) ③回廊縁石工事 ④苑地設備工事 (説明板、ベンチ、クズ籠、水呑、外柵) ⑤電気設備工事 ⑥給水工事 ⑦排水工事 (U字溝ヒューム管敷設) ⑧植栽工事 (芝張、36 種 1400 本の灌木植栽) ⑨金堂石段埋め戻し工事 (第 1 次調査で検出した石段を埋め戻して保存)

第 2 節 遠江国分寺跡の現況

(1) 史跡公園内の現況

国分寺跡が現在のように史跡公園化されて、40 年以上が経ちました。市民にとって憩いの場、学習の場として利用されていますが、整備から年月を経てさまざまな問題点が指摘されています。

ここでは史跡公園の現況を記します。

① 木

現在の史跡公園内には 58 種類約 500 本の樹木があり、四季折々の自然を楽しむ市民の姿が日常的に見られます。梅や桜の時期には多くの花見客が来園します。

自然に親しむことができる公園である一方で、樹木の根が遺構に与える影響が指摘されています。高木の場合その根は 50cm から 3 m 程度地下へ伸びていると考えられ、これらが遺構に到達し、損傷を与えていると想定されます。塔跡には、樹高が 20 m を超えると推定される巨木があり、遺構への影響が特に心配されます。巨木の中には、一部枯損が進んでいるものが見られ、枯れ枝が自然落下し公園利用者へ危害を与える可能性もあります。また、樹木の根によって復元した基壇の石積が各所で持ち上げられ、ずれを起こしています。



写真6 塔跡南側の樹木繁茂状況

また、公園内北部の樹木、南部の桜・梅木等の密植・繁茂が著しいです。このため見通しが悪く、不審者が現れる、ゴミの不法投棄が行われる、などの問題があります。

② 水

史跡公園内は北から南へ緩やかに傾斜していますが、排水は不良です。雨が降ると公園内が水浸しの状態になります。また、豪雨の際は公園内の雨水が南側の排水管付近に溜まり、その水が葉や草で堰き止められ、勢いを増して排水管に流れる現象が起こります。そのため、史跡公園内から一気に流れた水が溢れ、市役所本庁舎と西庁舎の間の東西道路の冠水を引き起こしています。

③ 整備施設

〔復元基壇〕発掘調査成果をもとに、金堂跡、講堂跡、塔跡、中門跡、南大門跡の位置に基壇が復元されていますが、発掘調査では基壇の構築方法がわかっておらず、史実に基づかない復元です。中門跡や南大門跡は調査で遺構が検出されておらず、推定位置に推定復元されています。復元基壇は、経年により石積が各所でずれや落下を起こしています。また、基壇上面には砂利が敷かれています。現在では雑草に覆われ、繁茂期には復元基壇を覆うこともあり、わかりやすい遺構表示とはいえません。金堂跡に復元した基壇上には 4 つの礎石が存在しますが、これらはいずれも原位置のものではなく、見学者が原位置のもの間違えてしまいます。同じく金堂跡基壇上には、整備当時からあった松を保護するための処置として根巻き石が置かれていましたが、後にこれらの木が枯れ、現在は根巻き石のみが残り、これも見学者の混乱を招いています。また、金堂基壇の発掘調査では、基壇南面中央のみに石階が検出されていますが、整備ではこれとは別の 2 箇所及び北面 1 箇所に石段が設けられており、史実に基づいていません。

〔説明板〕計 9 基の説明板が設置されています。南大門跡付近に設置されている遠江国分寺全体を紹介した説明板 1 基を除いては、図や写真などがなく文字のみです。伽藍配置図を表示したものもありません。また、説明文は小中学生にはやや難しい内容です。

〔トイレ〕公園内には仮設トイレが1基設置されていますが、バリアフリーでなく、収蔵庫のすぐ北側で目立ちません。また1基のみでは大勢の見学者には足りません。

〔ベンチ〕4基のコンクリート製ベンチと1基の木製ベンチ、御影石製のスツール（いす）3基が設けられています。

〔ゴミ箱〕昭和45年の整備工事の際に10基のゴミ箱を設けましたが、現在は撤去しました。

〔境界柵〕昭和45年の整備工事の際に公園東辺に黒色スチール製の外柵を設けましたが、現在は柵が腐食してしまっています。

④ 収蔵庫

昭和30～40年代には収蔵・展示施設として使用されましたが、現在は使っておらず、また建物自体に老朽化がみられること、耐震構造になっていないこと、バリアフリーの構造ではないことから、撤去を検討する必要があります。

⑤ 駐車場

国分寺跡専用の駐車場はありません。見学者は市役所駐車場を使っていますが、多くの来庁者がある場合は市役所駐車場も利用できない場合があります。

⑥ ガイダンス施設

説明板を丁寧にたどれば遠江国分寺跡についてある程度知ることができますが、体系的に理解することができるガイダンス施設はありません。

⑦ 入口

国分寺跡への入口は、東西南北の4面にあります。北面には2箇所から出入りでき、柵などは設けられていません。南面も大きく開放されていますが、市役所駐車場や民家や市庁舎があるため、さらに南方への見通しはききません。東面は2箇所から進入できます。いずれも民家の間を抜ける道であり、ややわかりにくいです。西面には復元土塁を横断する階段があります。

いずれの入口付近にも、案内板などはなく、遠方からの来訪者にとって入口がわかりにくいです。

（2）遠江国分寺跡の活用状況

① 市の取組み

史跡指定地内は、昭和42～45年にかけての環境整備後、史跡公園として教育委員会が管理しています。

1/100縮尺の推定復元模型を制作し、市民文化会館に設置しています。

平成12～15年にかけてコンピュータ・グラフィックスによる復元映像を制作し、DVDとして市内の学校へ配り、ホームページ上でも公開しています。また、写真集の製作も行っています。

平成18年度には、遠江国分寺ワークショップを開催し、未来の国分寺について語り合う場を設けました。



写真7 収蔵庫

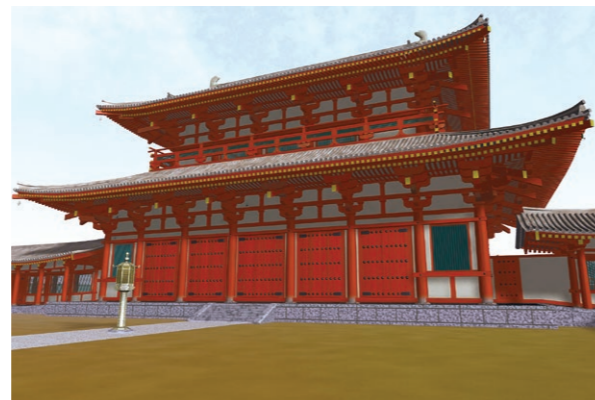


図3 CG復元された遠江国分寺金堂

副読本『遠江国分寺』を製作し、市内の中学生全員に配っています。

遠江国分寺の概要を記した啓発パンフレットを作成し、見学者等に配っています。

発掘調査の現地説明会を開催し、また展示会を通じて出土遺物の公開を行っています。

平成18年度に国分寺まつりを主催しました。その後は民間組織に移行しましたが、展示ブースの出店や市役所を利用した展望ツアーなどの協力を行っています。

② 学校の利用状況

近隣の小学校のマラソン大会、幼稚園や小学校の現地見学、遠足、磐田南高の部活動などで利用されています。

磐田第一中学校では、「国府のかぜ」という教育プログラムを作成し、磐田西小と磐田中部小との連携の中で、中学校の先生が小学校に国分寺について教えに行っています。

③ 市民の利用状況

公園として市民の散策や憩いの場として利用されています。

梅や桜が植えられているため、花見に来る人もいます。

磐田花の会等による花壇の手入れが行われています。

説明板が9基あるものの「ただの原っぱに過ぎず、史跡が有効に活用されていない」との声もあります。

④ 民間団体の活動状況

国分寺まつり実行委員会・プロジェクト7

国分寺まつりを主催しています。

国分寺跡史跡公園の清掃、草刈りなどを行っています。

同会では、七重塔を復元する計画を呼びかけており、中学生生徒への授業を行っています。



写真8 国分寺まつり2016

第3節 整備の成果と課題

（1）成果

第1節でみてきたように、大正時代に史蹟指定を受け、また戦後すぐに学術調査が行われたこと、昭和30年代に伽藍地の多くが公有地化されたことは、遠江国分寺跡の保存にとって有意義でした。

この時期以降は高度経済成長によって、市街地が拡大し、また技術開発の進展により大規模な造成が行われるようになりました。そうした土地の改変が行われる前に保存ができた点は、遺跡保護の観点から高い評価が与えられています。

整備についても、我が国ではじめて地方寺院の建物配置を遺跡上に表現したことは評価されます。基壇の復元や盛土による保護、植栽による回廊表現など、現在も史跡整備事業で行われている手法が採用されており、先進的な試みでした。

整備によって遺跡のエリアは緑で覆われた空間として維持され続け、その後の周辺の市街化によってますますその存在価値が際立ったと考えられます。

（2）課題

第2節で見たように、現在の遠江国分寺史跡公園にはさまざまな問題があります。環境整備事業は昭和26年における発掘調査の成果をそのまま援用して行われ、工事の際の検証などは行われていません。そのため、基壇緑の一部を破壊した事例が発生しています。収蔵庫についても、建設時の基礎

工事の際、地下の遺跡への影響がどの程度配慮されたのか不明であり、また南側からの眺望が阻害されています。

園路についても導線が明確ではありません。南大門と中門との間に作業用道路と側溝があり、伽藍配置とは無関係に設定されています。排水溝もグレーチングが露出し、景観上好ましくありません。

また、環境整備後に梅木の植栽などが断続的に行われていますが、遠江国分寺史跡公園の全体像の中で位置づけがされたものであったのか、現在では不明な点があります。少なくとも遺構の損壊につながった樹木があること、眺望や南大門から中軸線上を歩くのに支障をきたしていることは反省すべきです。

〈参考〉ワークショップの提言

平成18年度に行われたワークショップで得られた提言です。このワークショップは公募で集まっていたいただいた磐田市民29名、浜松市民1名で構成され、計5回の会合を経てまとめられたものです。「磐田：歴史の回廊“天平の風”」国分寺の歴史を学ぶ場として、磐田の長い歴史をPRする場としていろんな世代の方々、特に子どもたちに利用してもらいたい。目に見えるシンボルとして建物を復元してほしい。資料館は必要である。そして行政が行うことを住民ができることに移行していくことが重要。

「人が集まり、楽しんで学ぶ 遠江の国分寺」国分寺の日を制定し、その日を中心に国分寺に人を呼びイベントを行うことで、磐田全体の歴史を学ぶ拠点として、特に子どもたちに興味をもってもらいたい。七重塔などの建物の復元をしてほしい。また手順をおって資料館が必要だが、その管理運営に住民も参加したい。

「歴史を学ぶ いこいの空間」 磐田市全域の歴史を紹介し、その中で国分寺の歴史を学ぶ場として資料館がほしい。また、小学生向けの国分寺パンフレットも必要である。国分寺以外の市内の史跡を含めた内容にして磐田駅にも設置してほしい。将来的には建物を復元したい。

第5章 特別史跡指定地内の調査結果の概要

平成18年から9年間にわたって行った特別史跡指定地内の発掘調査で、大きな成果があがりました。その成果は以下の7点に集約されます。

- ① 主要伽藍の正確な位置と規模が判明しました。塔については間取りも判明しました。また塔以外の主要建物が南北に一直線、左右対称に並ぶ配置であることがわかりました。
- ② 主要伽藍のうち、構造が判明した建物すべてが木装基壇で建設されていました。
- ③ 僧房が発見されました。
- ④ 塔と金堂院だけが火災に遭い、その他には火災の痕跡が見られません。この火災跡は文献にある弘仁10年(819)の火災と考えられ、その後再建されませんでした。
- ⑤ 金堂の壁材に火山灰を使用していました。
- ⑥ 木製の支柱を持つ燈籠がありました。
- ⑦ 塔の初層が塑像仏像群で飾られていました。

第1節 調査経過

■平成18年度（第143次調査）

金堂を中心として発掘調査を行いました。基壇外装が木装であることが判明し、回廊との接続部分の状況調査、階段を含めた昭和26年度のトレンチの検証等を行いました。

- ・調査期間 平成18年9月19日～平成19年2月26日
- ・調査面積 495㎡（昭和26年調査の再発掘部分を含む）
- ・文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成18年9月15日付け 磐教文 第166号
- ・現状変更：平成18年8月4日付け 18委庁財第4の879号許可

■平成19年度（第145次調査）

金堂及び回廊の他、中門の発掘調査を行いました。また回廊内の中軸線上の調査では、燈籠跡を検出しました。

- ・調査期間 平成19年8月16日～平成20年2月15日
- ・調査面積 600㎡（発掘した部分の合計面積 前年度と重複した部分を含む）
- ・文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成19年8月2日付け 磐教文 第139号
- ・現状変更：平成19年7月20日付け 19委庁財第4の623号許可

■平成20年度（第150次調査）

塔及び講堂の調査を行い、講堂が木装基壇であることがわかりました。塔の基礎工事の状況も調査しました。講堂北側に僧房があることがわかりました。

- ・調査期間 平成20年8月18日～平成21年2月26日
- ・調査面積 356㎡（トレンチの合計面積）
- ・文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成20年8月11日付け 磐教文 第158号
- ・現状変更：平成20年7月31日付け 20委庁財第4の662号許可

■平成21年度（第153次調査）

塔・僧房の調査を行い、基壇の規模が判明した他、いずれも木装基壇であることがわかりました。

- ・調査期間 平成21年8月17日～平成22年3月15日
- ・調査面積 282㎡（トレンチの合計面積）

- 文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成21年8月4日付け 磐教文 第136号
- 現状変更：平成21年7月17日付け 21委庁財第4の6681号許可

■平成22年度（第156次調査）

回廊や塔の調査を行い、回廊が複廊である可能性が高いこと等がわかりました。

- 調査期間 平成22年9月6日～平成22年11月19日
- 調査面積 86㎡（トレンチの合計面積）
- 文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成22年8月24日付け 磐教文 第134号
- 現状変更：平成22年7月16日付け 22受庁財第4号の621号許可

■平成23年度（第159次調査）

回廊の調査を行い、木装基壇であること、火災に遭ったことがわかりました。

- 調査期間 平成23年10月28日～平成24年1月18日
- 調査面積 101㎡（トレンチの合計面積 前年度と重複した部分を含む）
- 文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成23年10月26日付け 磐教文 第199号
- 現状変更：平成23年10月21日付け 23受庁財第4号の1121号許可

■平成24年度（第162次調査）

築地塀を調査し、構造がわかりました。

- 調査期間 平成24年8月20日～平成24年10月26日
- 調査面積 62㎡（トレンチの合計面積）
- 文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成24年8月2日付け 磐教文 第117号
- 現状変更：平成24年7月20日付け 24受庁財第4号の677号許可

■平成25年度（第169次調査）

東築地塀の位置を確認しました。

- 調査期間 平成25年8月20日～平成25年11月21日
- 調査面積 165㎡（トレンチの合計面積）
- 文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成25年8月1日付け 磐教文 第158号
- 現状変更：平成25年7月19日付け 25受庁財第4号の645号許可

■平成26年度（第171次調査）

僧房・講堂・南大門の補足調査を行い、僧房の規模が判明しました。また、講堂及び僧房が火災に遭っていないことがわかりました。

- 調査期間 平成26年7月22日～10月21日
- 調査面積 41㎡（トレンチの合計面積）
- 文化財保護法第99条の1に基づく発掘調査提出 平成26年7月1日付け 磐教文 第88号
- 現状変更：平成26年6月20日付け 26受庁財第4号の353号許可

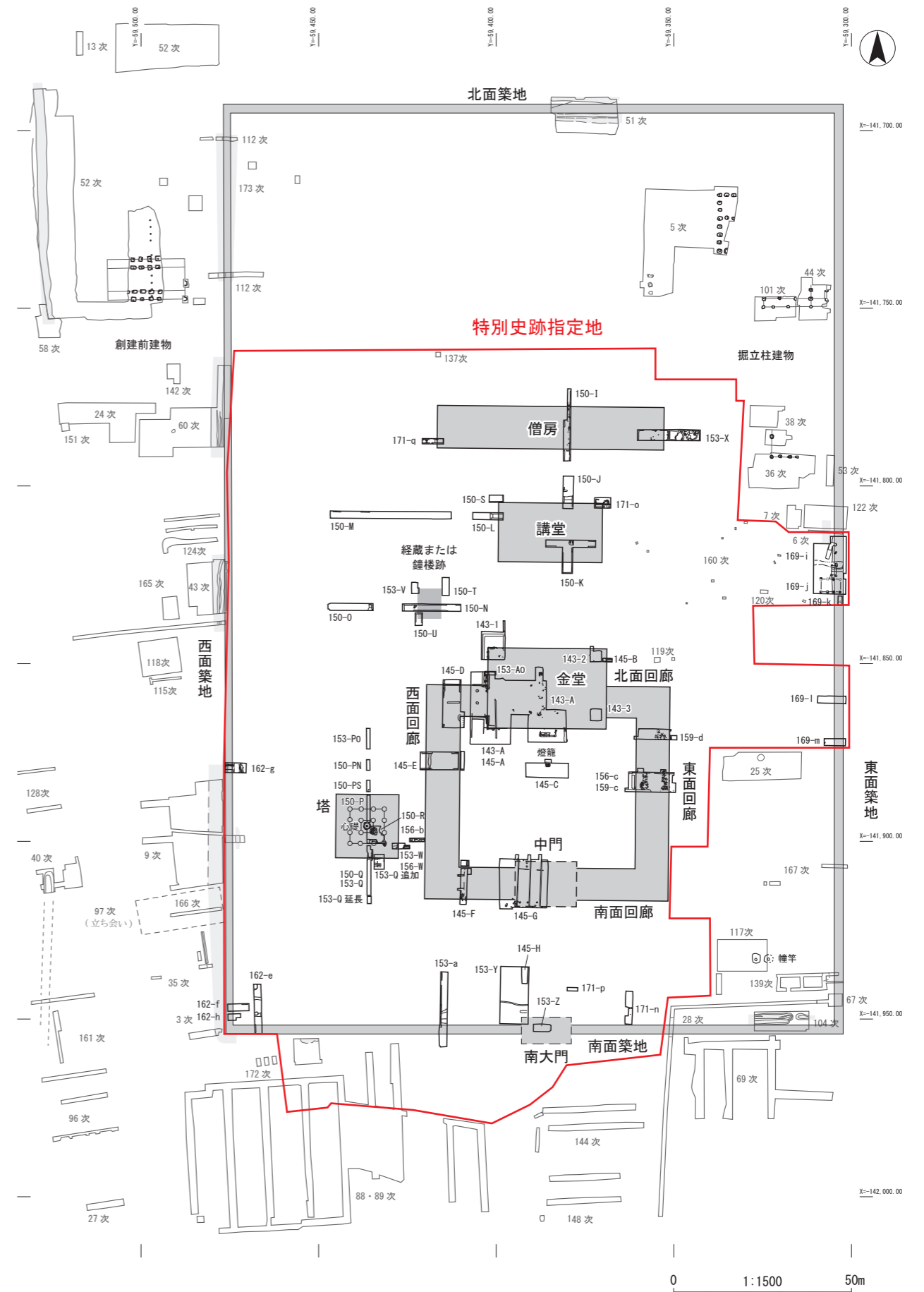


図4 遠江国分寺跡遺構全体図

第2節 遺構

塔跡

四天柱のうち、東南部の根石が見つかりました。これにより、心礎を中心に、四天柱4本、側柱（外側の柱）12本の計17本の柱からなる塔の間取りが判明しました。なお、塔の初層の一辺の大きさは、現存する2つの礎石（心礎と側柱）から約9.5mと考えられます。

基壇を調べたところ、基壇の造成にあたり、一辺22mの掘り込み地業を行っていました。地業の下底部では、径10cm前後の玉石を敷き詰めた、地盤強化のためと思われる極めて特異な工法を施した層が発見されました。横羽目板の設置は下底部から0.3m上部から始められ、そこから1.35mの厚さで横羽目板やその補修痕が観察されています（実際に横羽目板の痕跡が見られたのは約1m）。心礎の高さから、さらに0.35mの厚さがあったと考えられ、全体では下底面から2mの厚さで基壇の構築が進められたと考えられます。塔付近はやや低地にあたり、軟弱な黒ボク土が堆積しているため、その地盤強化を目的としたものと考えられます。



写真9 塔跡礎石と四天柱根石

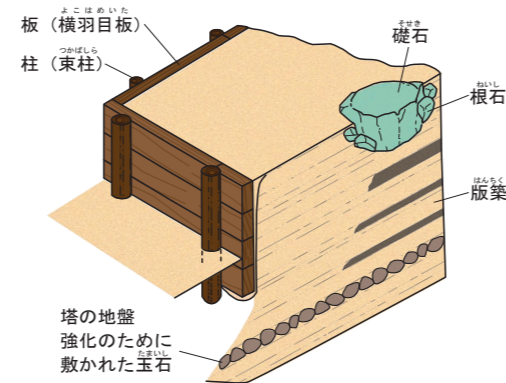


図5 木装基壇概念図

基壇の南側と東側を発掘したところ、南側で多量の瓦が出土し、瓦の間には一部焼土も見られました。その下部や断面で「木装基壇」の横羽目板の痕跡や、板が古くなって取り替えた痕跡が認められました。また、基壇外装が確認されたことにより、基壇の規模が、従来の推定より3mほど大きい、一辺約18mであることがわかりました。基壇南側などの基壇外装上部では塼が数点出土しており、基壇外装の縁辺に置かれた材として使用されていた可能性があります。



写真10 塔跡東側に立てかけられた瓦

一方、基壇東側からは、瓦数十枚が基壇に向かって立てかけられたような状態で見つかりました。平瓦が主体で、一部丸瓦が含まれていました。火災後に使用可能な瓦を集めたのかもしれませんが、また、この瓦の下部から幅10cm弱の基壇外装の横羽目板の痕跡や、最大幅70cm、深さ25cmの溝跡が基壇外装に沿って見つかりました。この溝は屋根から落ちた雨を流す雨落溝と思われます。この溝から、塔の初層の屋根は一辺が18~19mほどであったことがわかります。階段にあたる遺構が見つかっておらず、階段も木製であった可能性があります。

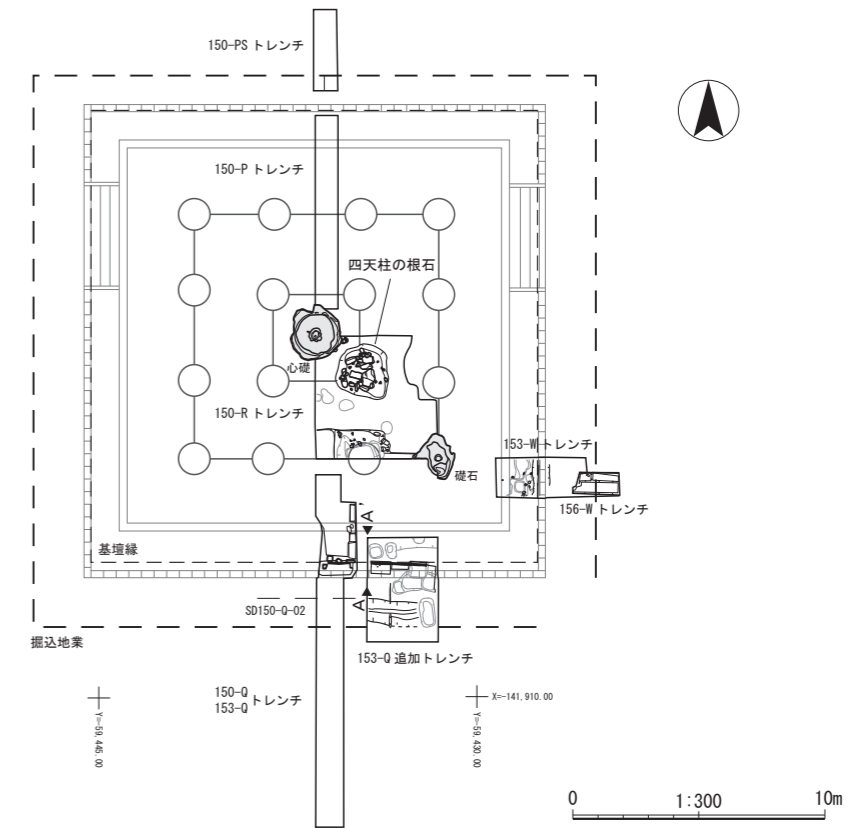


図6 塔跡平面図

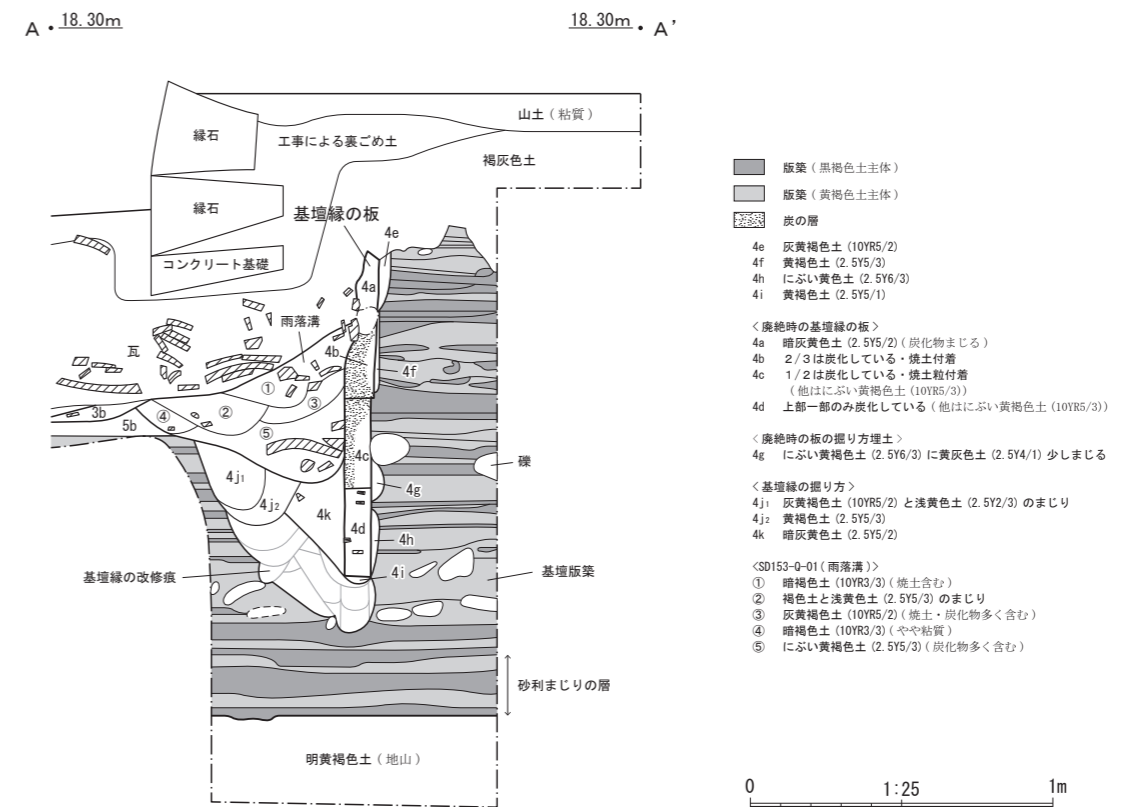


図7 塔跡基壇南縁部分詳細図(153-Q追加トレンチ)

金堂跡

階段 金堂跡正面の階段は3段分で、本来は7段あったと推定されます。貝化石を含む細礫岩(三河産)で造られています。階段の積み土には瓦が含まれていないため階段は創建当初のものであること、石段の北側に基壇を構築した痕跡が認められたことから、先に基壇を造りその後に階段を造ったと推定されます。

建物跡 基壇の上面まで耕作が及んでいて、根石と基壇の積み土などに含まれている石とが区別ができず、規模については明確になっていません。

基壇 地面を一度掘り下げた後、1mほどの高さで版築しています。この積み土には瓦が含まれていないため基壇は創建当初のものであること、基壇の北・西・南の縁から板状の炭化物が検出され、基壇外装は、木装であることがわかりました。また、基壇外装の横羽目板を支えた柱が約1.5m間隔で基壇の周囲に打たれていたことがわかりました。

焼け落ちた金堂 金堂の周辺から焼土・炭化材・赤く焼けた多量の瓦が出土し、金堂が火災にあったことがわかりました。一部焼成された状態で壁土が見つかり、分析の結果、仕上げ材に菊川市や御前崎市などで採取可能な火山灰を使用していることがわかりました。こうした例は畿内の寺院など(奈良県・山田寺や大阪府・前期難波宮など)でも見つかっており、当時漆喰とともに火山灰土が仕上げ材として使用されていたこととなります。

金堂の西側部分を調査したところ、基壇外装が火災で焼けた状態で見つかりました。多量の焼土や炭化した木材から、激しく燃えたことがわかります。基壇外装の横羽目板や束柱が痕跡として残っていた部分もあり、板の厚さは10cm弱、柱は径20~25cmの丸柱で、1.5m間隔(南西部では1.8m間隔のところあり)で基壇の周囲に設置されていました。板の1枚の長さは、柱の間隔とすると、150~180cm(5~6尺)と推定されます。また、柱を埋めた穴に瓦が混じるものがあり、改修された柱があります。塔と同様、基壇外装付近上部から磚が出土しています。

このほか、金堂基壇外装の東側が確認されたことから、金堂の基壇の大きさは、東西33.5m、南北22.9mであることがわかりました。この大きさは昭和26年の調査の推定より東西が約0.4m短く、南北が約1.4m長くなっています。

金堂跡でも「木装基壇」を改修した痕跡があるのか改めて調査を行いました。その結果、何度か地面を掘って基壇外装の横羽目板を取り替えた痕跡が認められました。



写真11 階段



写真12 焼けた金堂基壇



写真13 金堂基壇断面の剥ぎ取り

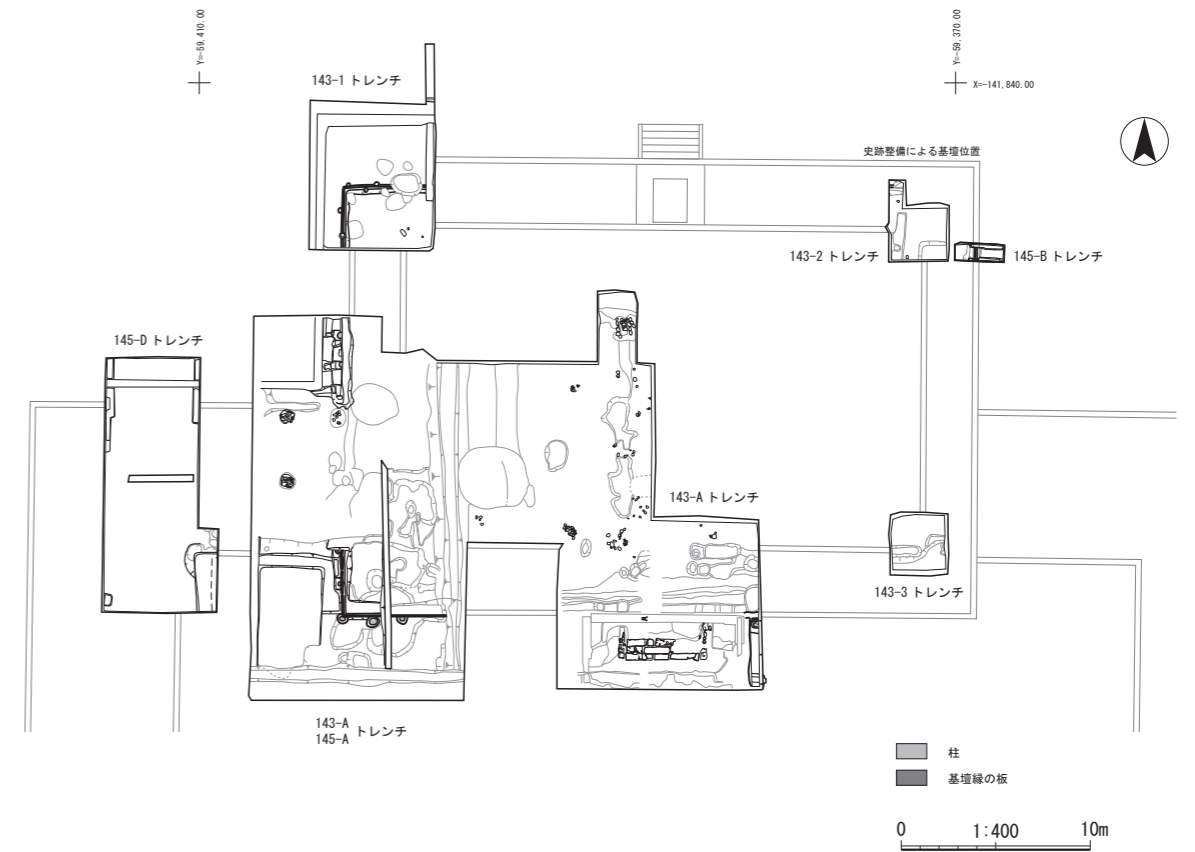


図8 金堂跡・北面回廊跡平面図

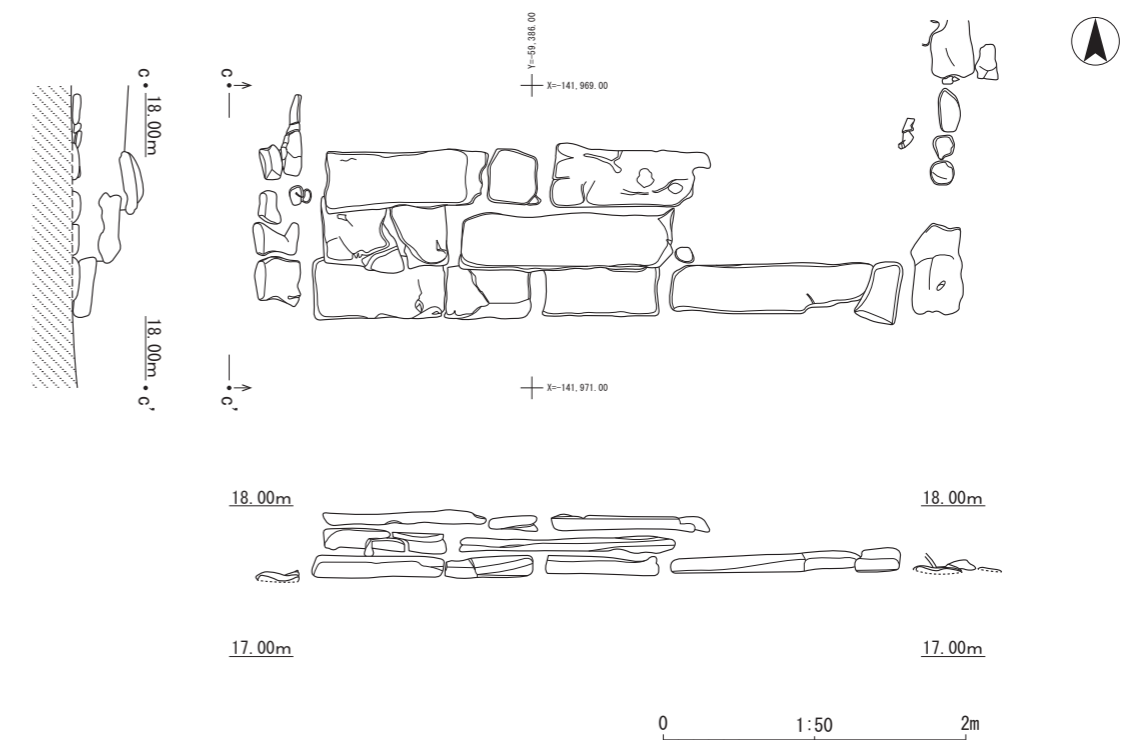


図9 金堂跡石段実測図(143-A トレンチ)

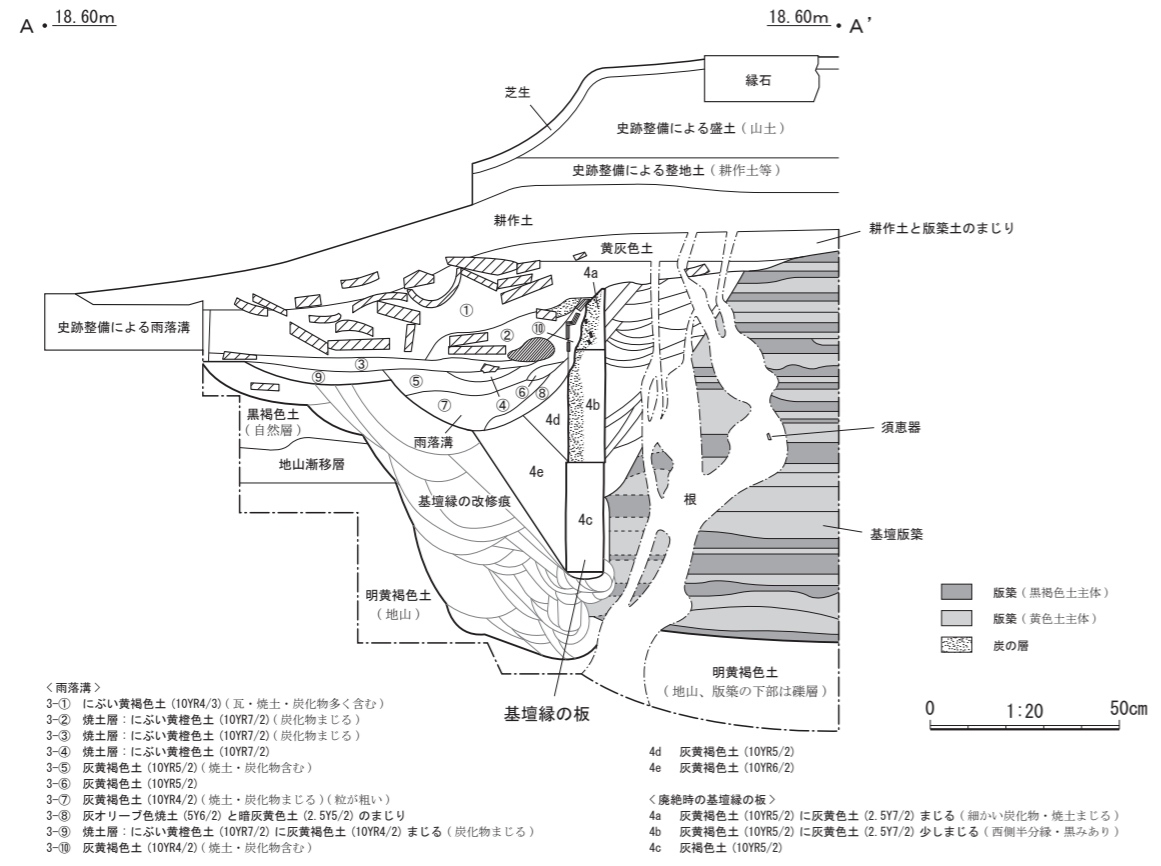
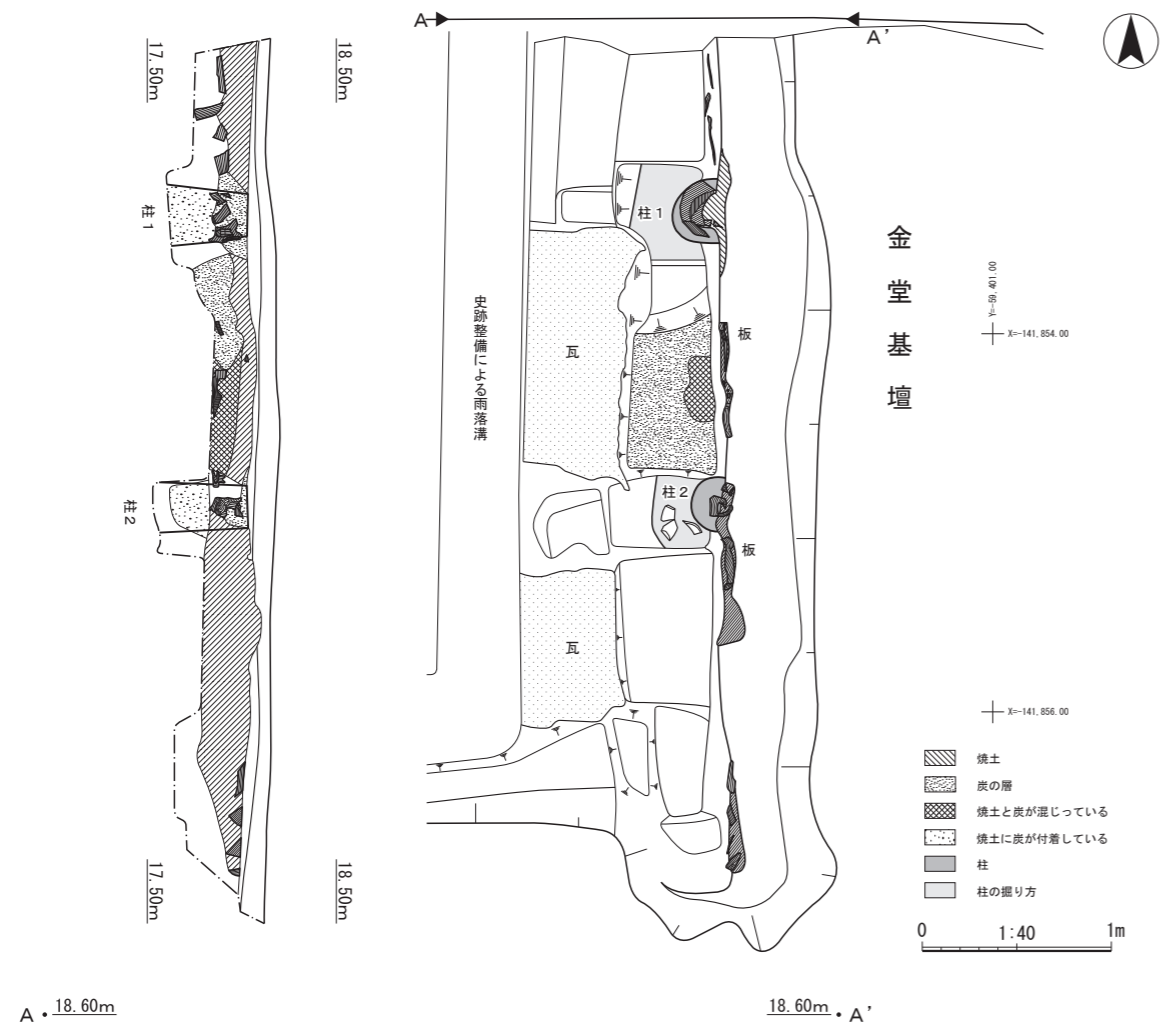


図10 金堂跡西側部分木装基壇出土状況実測図及び土層断面図(145-A トレンチ)

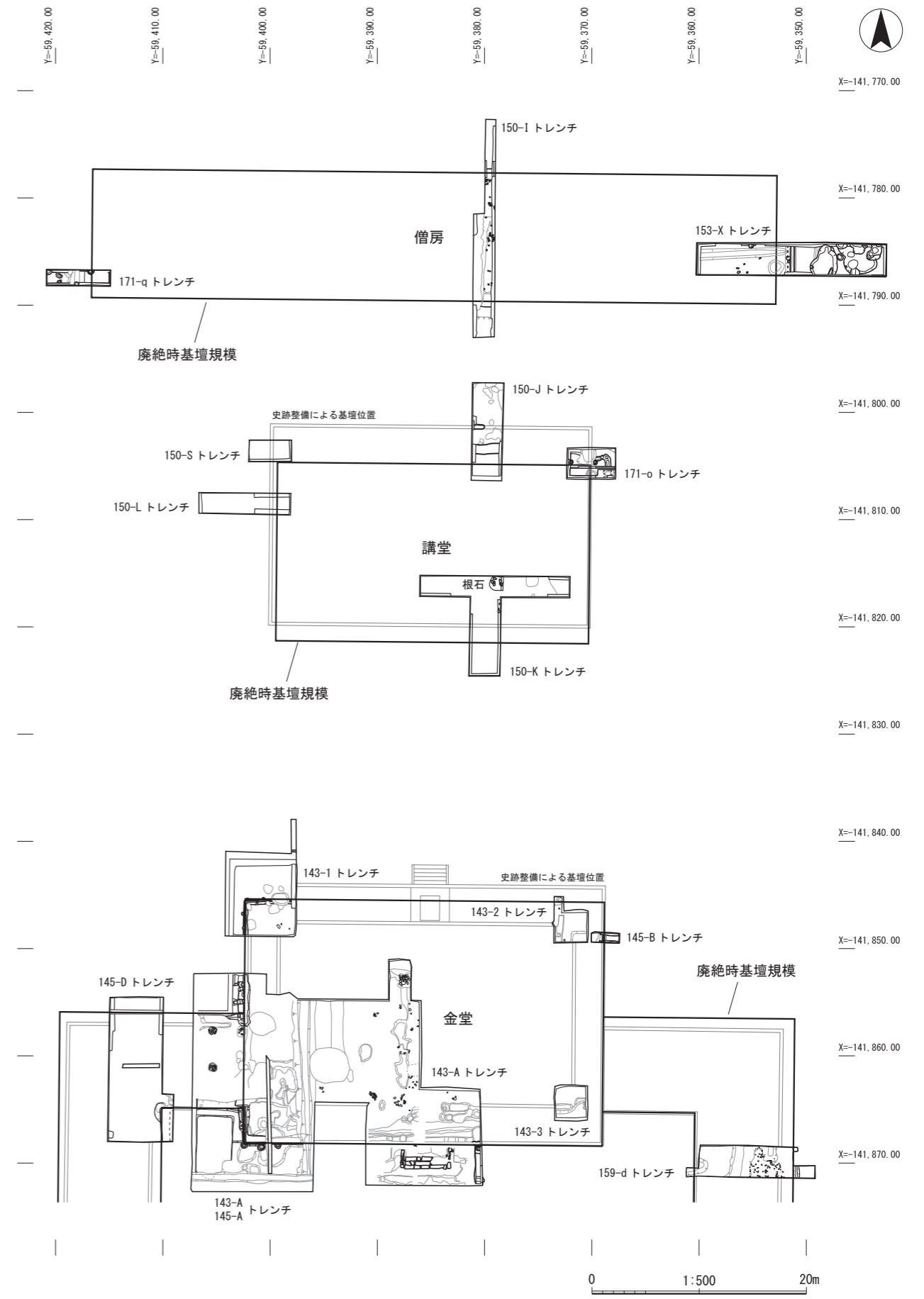


図11 金堂・講堂・僧房跡平面図

講堂跡

基壇の規模は、廃絶時で東西29.2m、南北16.6mであること、当初の規模は、東西は1.8m、南北は1.6mほど大きかったと推定されます。また、基壇位置が、昭和40年代の整備による復元位置より南辺で1.5m、北辺で3mほど南であることがわかりました。また、基壇外装が木装であることがわかりました。基壇の造成にあたっては地下を掘りこんで版築を施し、地面より

も20cm高く土を積み上げていますが、その縁に厚さ10cm弱の板を横位置で貼り付け、柱で留めてあったと思われます。外装の板を数度に渡って改修した痕跡も確認されました。礎石の下に置いた根石が1箇所確認されました。建物の構造については『朝野群載抄』の記載から上図のようであると推定されます。版築土には瓦を含んでいないことから、講堂は金堂や塔に続き、早い時期に工事に着手したものと考えられます。

僧房跡

講堂の北側で発見されました。礎石は残っていませんでしたが、礎石の下に置いた根石が南北に並んで3箇所見つかっており、南北4間（柱が5本）程度の建物と推定されます。基壇の版築の土には瓦が含まれており、講堂より後に建てられたと考えられます。また、基壇外装は木装で、傷んだ板と思われる部材を取り替えたのではないかと考えられる痕跡が断面で見られます。なお、僧房と講堂の基壇の間隔は約15mです。

東端付近と思われる場所を発掘したところ、僧房の基壇と、基壇の東側に位置する雨落溝と思われる溝跡が見つかりました。

版築がところどころに残っており、「木装基壇」の横羽目板と思われる痕跡も断面で認められました。これらの状況から、基壇の廃絶時の規模は、東西63.8m、南北12.0mで、当初の規模は、東西は1.9mほど、南北は1.8mほど大きかったと推定されます。高さは0.3m以上と推定されます。また、僧房跡の東側には、多量の瓦や土器などを捨てた土坑群があり、これらは僧房で使われたものである可能性があります。土器の多くは平安時代半ばごろの碗や皿です。

回廊跡

回廊も火災にあっていことがわかりました。また、基壇の土に瓦が含まれていることから、金堂より後に造られたことがわかりました。

昭和26年度の調査時に金堂跡西側で発見された礎石は近世の建物のものであることがわかりました。古代の礎石や根石等は見つからなかったため、複廊であるという直接的な確認はできませんでした。しかし、基壇は各所で9m前後の幅、0.4mの厚さで版築が確認され、複廊である可能性が高い

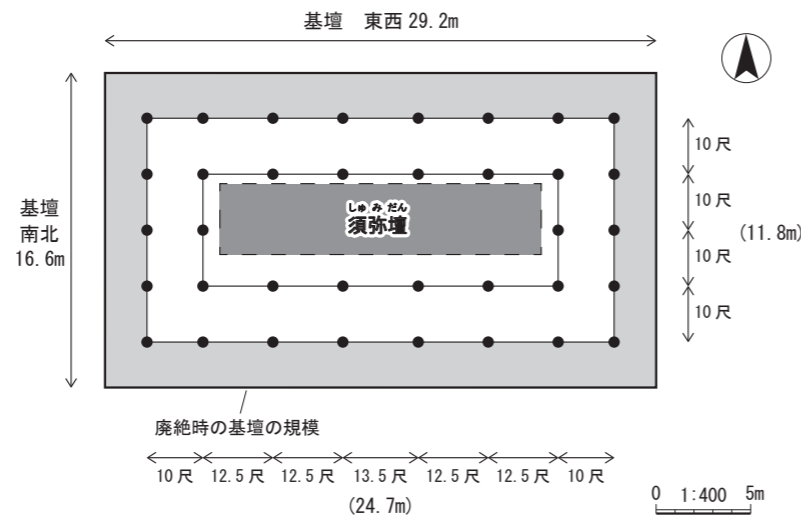


図12 講堂の間取りの推定(箱崎和久委員案)



写真14 僧房跡(東縁)

ことがわかりました。

東面回廊の基壇の版築土の中には径10～20cmほどの石が多数含まれていました。発掘した部分には自然に堆積した軟弱な黒色土があるため、地盤を強固にするために版築土に入れられたのではないかと考えられます。

基壇を改めて調べ、「木装基壇」であることが確認されました。このほか、基壇の外側にある雨落溝などから焼土や炭などが見つかり、東面回廊も火災にあったことがわかりました。また基壇東側では焼け落ちた回廊の屋根にあったと考えられる、軒先に使われた瓦がまとまって出土しました(瓦集中箇所)。この瓦を取り上げると、その下から火災にあった時の雨落溝の跡が見つかりました。

基壇外装の位置から、火災にあった時点(廃絶時)の基壇幅は、9.1mと考えられます。また当初の基壇幅は、0.7mほど大きかったと推定されます。

土層断面では古い時期の木装基壇や雨落溝の跡ではないかとされる掘り込みが見られます。また、建築工事で使われた足場穴の可能性があり、径25cm、深さ30cmの穴が土層断面で見つかりました。

また、回廊跡の南西角近くで排水路が見つかりました。回廊の基壇にU字形の溝を掘り、木樋が設置されていました。木の径は約50cmです。この排水路は回廊が火災にあい、瓦などが崩落して焼土・炭などととも溝に堆積した状態で見つかりました。樋も火災で焼け、一部炭化した状態で見つかりました。

中門跡

推定地の西側半分を発掘しましたが、基壇は現存せず一直線に並ぶ柱穴3基が見つかりました。いずれも径35cmの掘り方の柱穴で、中門の南西部にあった足場穴と思われるため、近年の建築史学の成果から、この足場穴は中門の西半分の柱数を示すと考えられるため、国分寺の建物の中軸線で折り返すことにより、東西の柱は6本あったことが推定されます。

南大門跡

西半分と築地塀があったと思われる部分が発掘しましたが、南大門の基壇を検出することができませんでした。しかし、東西方向の溝跡が見つかりました。溝跡は幅50～60cm、深さ10cmの溝2条が重なって(溝を掘り直して)いると思われ、長さ2mほどが検出されています。溝の中やその上部から軒瓦を含む瓦が出土していることから、雨落溝の跡と考えられ、第28次調査や第104次調査で検出された溝や、第3次調査で検出された築地の南西コーナーの位置から考えると、この溝は基壇北側のものとするのが適当だと考えられます。とすると、南大門は従来の知見よりも約8m南にあったものと推定でき、その廃絶時の規模は南北8m、東西14m程度の規模と推定されます。

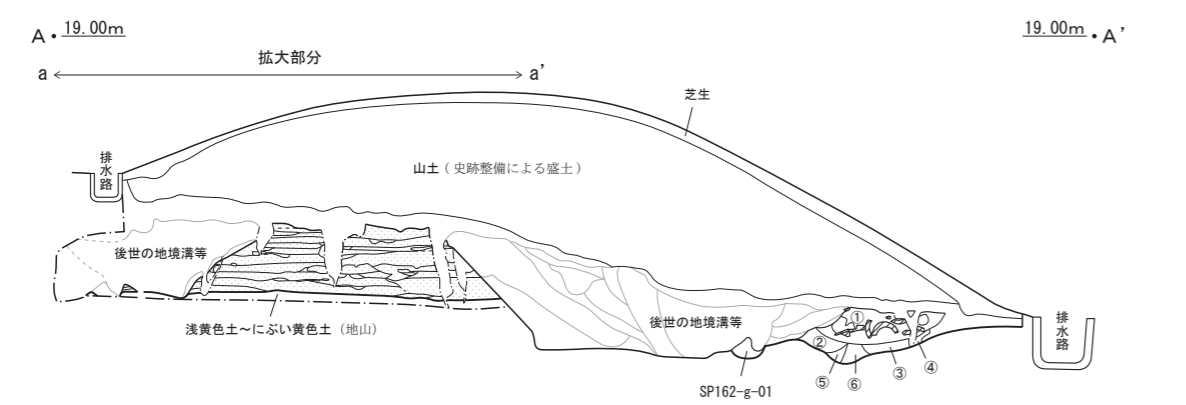
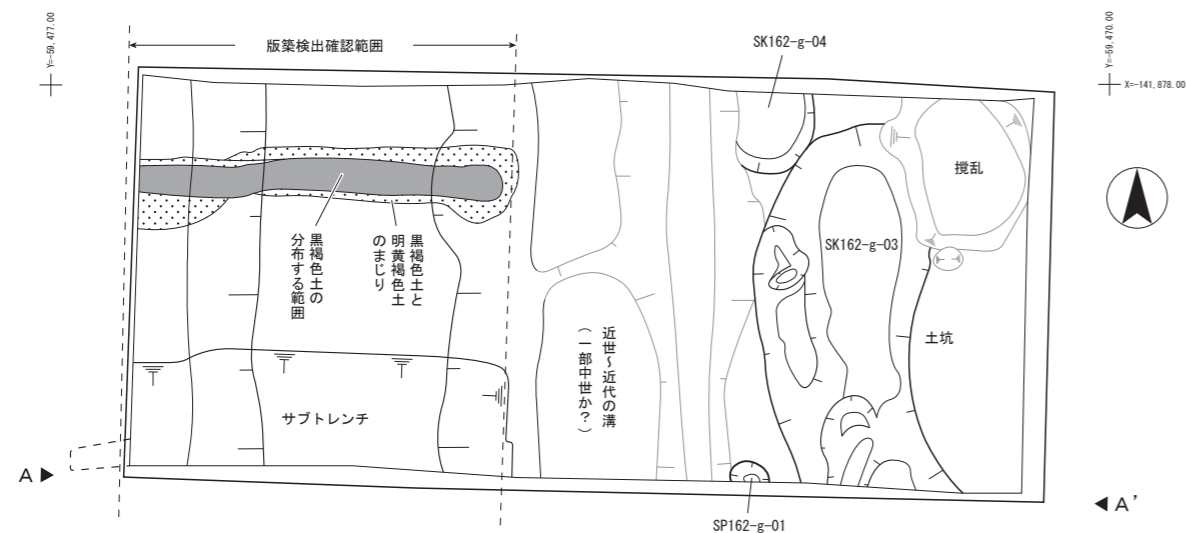
東門跡

伽藍地東端で想定地を発掘し、根石の可能性のある集石1箇所を検出しましたが、他の施設は検出されず、門跡であるかどうかは確認できませんでした。

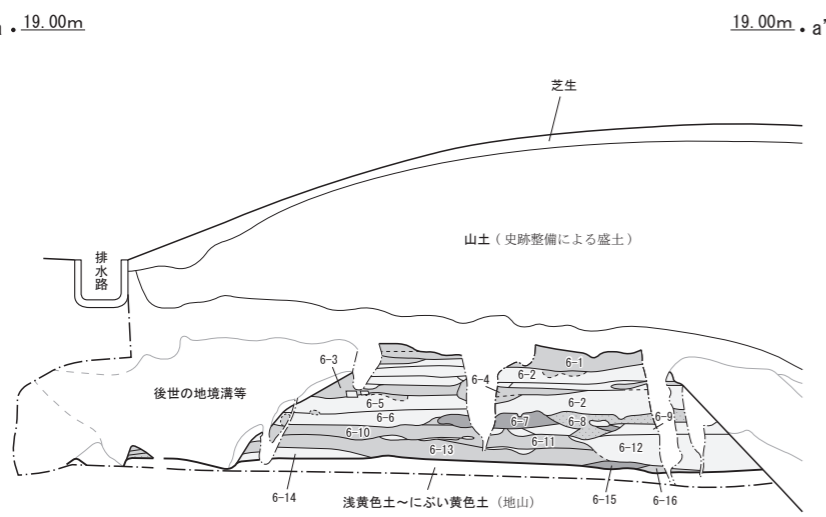
築地塀跡

西面築地と南面築地が接続すると考えられる南西角付近(162-e・f・hトレンチ)と西面築地(162-gトレンチ)にトレンチを設定しました。その結果、162-gトレンチでは塀の基礎にあたる部分の版築が、東西の幅約2.1m、高さ約45cmに渡って検出されました。南面築地では築地塀そのものの遺構は検出できませんでしたが、築地塀に伴うと考えられる溝の一部と考えられる遺構が検出されており、築地塀と溝の位置を推定することができました。

また、版築の中から瓦が出土しました。すでに近くに建物があったか工事が行われているときに築地塀の工事が始められ、瓦などが版築土に混じったものと考えられます。



- 版築範囲
- <SP162-g-01>
にぶい黄褐色土 (10YR5/3) に明黄褐色土まじる (10YR6/6) (互粒あり)
- <SK162-g-03>
- にぶい黄褐色土 (10YR4/3) に黄褐色土ブロックまじる (しまりあり)
 - 灰黄褐色土 (10YR5/2) に明黄褐色土 (2.5Y6/6) まじる
 - 灰黄褐色土 (10YR5/2) に明黄褐色土 (2.5Y6/6) 多くまじる (しまりあり)
 - 暗灰黄色土 (2.5Y5/2) に明黄褐色土 (2.5Y6/6) 粒少まじる (ややしまりあり)
 - にぶい黄褐色土 (10YR4/3) に褐灰色土 (10YR5/1) と明黄褐色土 (2.5Y6/6) まじる (しまりあり)
 - にぶい黄色土 (2.5Y6/3) ~明黄褐色土 (2.5Y6/6) に暗灰黄色土 (2.5Y5/2) まじる (しまりあり)



- 版築 (黒褐色土主体)
 - 版築 (灰黄褐色土主体)
 - 版築 (にぶい黄褐色土主体)
 - 版築 (明黄褐色土主体)
- にぶい黄褐色土 (10YR5/3) に明黄褐色土 (2.5Y6/6) 少しまじる
 - 黄色土 (2.5Y7/8) ににぶい黄褐色土 (10YR5/4) まじる
 - にぶい黄褐色土 (10YR5/4) に明黄褐色土 (2.5Y6/6) 少しまじる
 - にぶい黄褐色土 (10YR5/3)
 - 明黄褐色土ブロック (2.5Y6/6) (Φ2~3cm) ににぶい黄褐色土 (10YR5/4) まじる
 - 明黄褐色土ブロック (2.5Y6/6) (Φ1~2cm) ににぶい黄褐色土 (10YR5/4) まじる
 - 黒褐色土 (10YR3/2) に一部明黄褐色土 (2.5Y6/6) まじる
 - 灰黄褐色土 (10YR5/2) に明黄褐色土 (10YR6/6) 少しまじる
 - にぶい黄褐色土 (10YR6/3)
 - にぶい黄褐色土 (10YR5/4) に明黄褐色土 (2.5Y6/6) 少しまじる
 - にぶい黄褐色土 (10YR5/3) (やや粘質)
 - 明黄褐色土 (2.5Y6/6) に黄褐色土 (2.5Y5/3) 少しまじる
 - にぶい黄褐色土 (10YR5/3) (一部 10YR5/4)
 - 明黄褐色土 (10YR6/8) ににぶい黄褐色土 (10YR5/4) まじる
 - 黒色土 (7.5Y2/1) に明黄褐色土 (2.5Y6/6) まじる
 - にぶい黄色土 (2.5Y6/4)

図13 西面築地跡平面図及び土層断面図 (162-g トレンチ)

燈籠跡

金堂跡の南側約10mの地点で、燈籠を据えた跡が発見されました。東西1.2m、南北1.3mのほぼ方形の穴を掘り、その中心に径50cm前後の竿を地下70cm以上埋めた痕跡が残っており、コウヤマキの柱の一部と思われる木片も残っていました。金堂の正面に単独で存在する遺構であること、また伽藍の中軸線上に位置することから、燈籠跡と考えられます。なお、上部構造は不明です。



写真15 燈籠跡

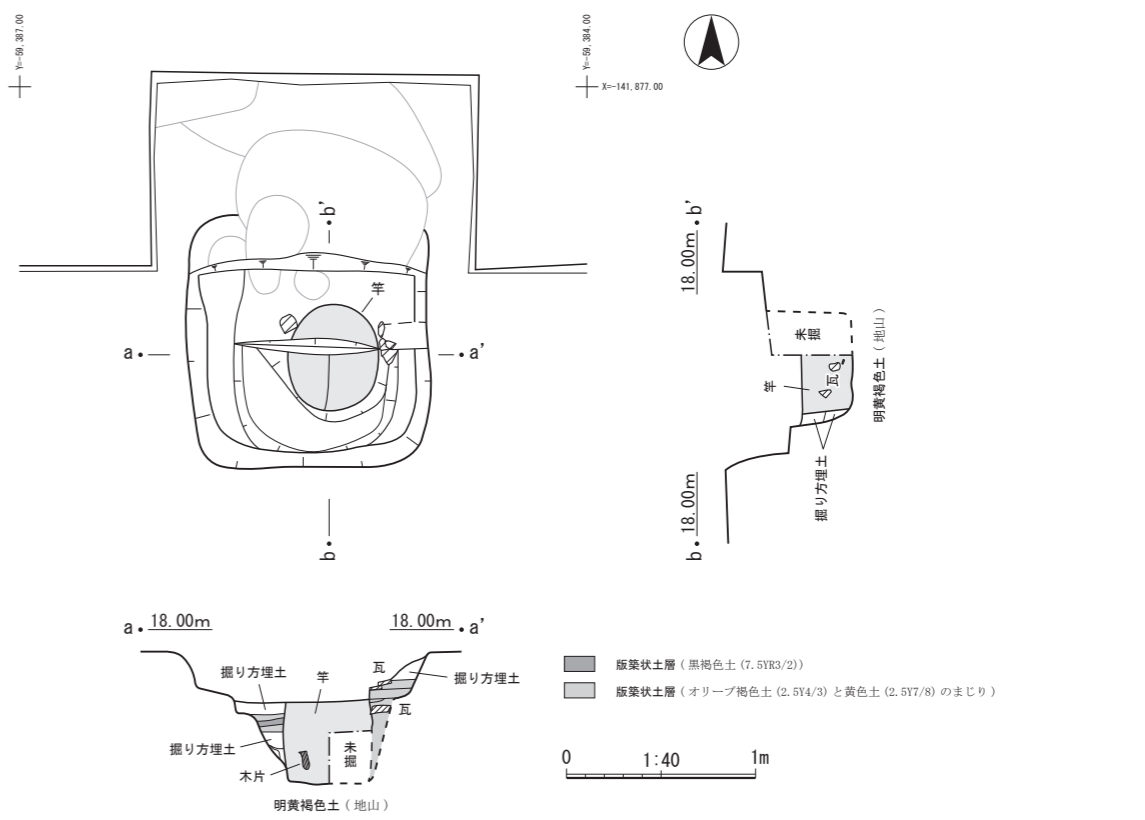
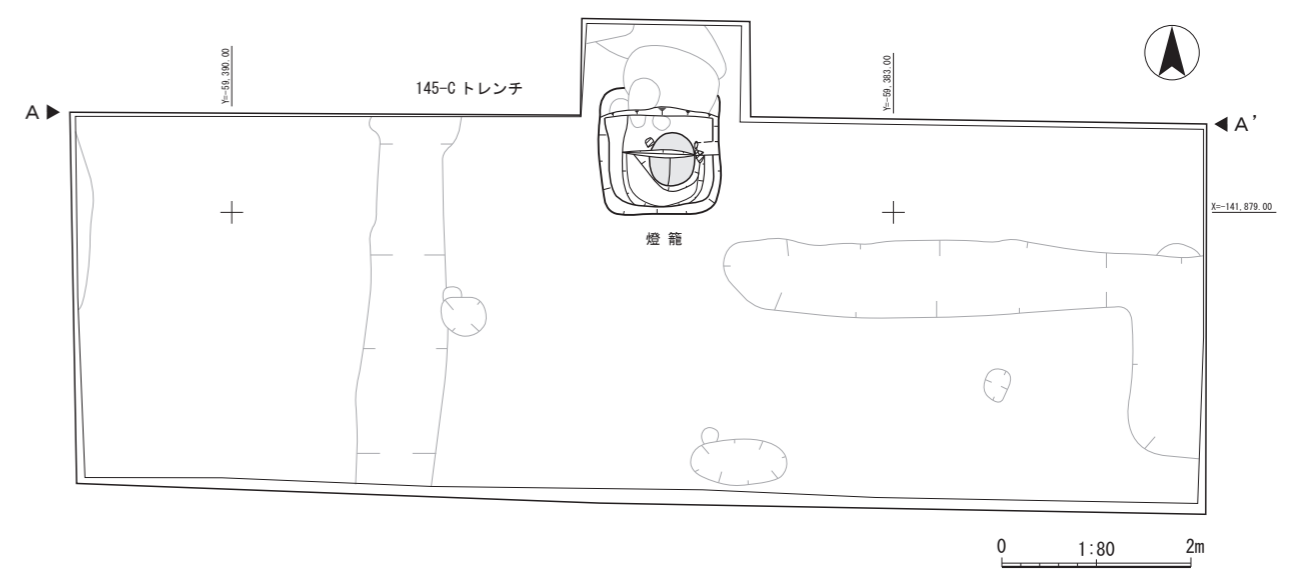


図14 燈籠跡実測図 (145-C トレンチ)

その他

講堂の北西側で、経蔵または鐘楼があったと思われる付近を調査しました。基壇外装の可能性のある痕跡が断面などで見られましたが、版築が残っていないため、遺構と断定することはできませんでした。また、基壇と思われる西北部分を発掘し（153-V トレンチ）、「木装基壇」の外装部分や基壇にともなう溝の可能性のある痕跡が断面や平面で見られましたが、版築が残っておらず、規模を把握することはできませんでした。

その他に、南大門の南側（153-Z トレンチ）で参道の有無を、南大門跡の西側（153-a トレンチ）で築地塀の有無を調べましたが、確認することができませんでした。

不明遺構

平安時代の土坑（大きさ 1.1 × 0.87 m、深さ 15cm）が 162-e トレンチで見つかりました。焼け土や炭があり、平安時代の灰釉陶器が土坑中に残っていました。

第3節 出土遺物

瓦

軒丸瓦や軒平瓦、丸瓦や平瓦などがあります。

磚（せん）

粘土をレンガのような形にして焼いたものです。

建築部材

建物等に使われた柱や板状の部材が、瓦や焼土の間から炭化した状態で見つかっています。また、鉄製の釘も見つかっています。

出土炭化物の分析

金堂の北西部や北東部などから出土した炭化材 3 点を鑑定した結果、縁の板はヒノキとコウヤマキ、柱はヒノキであることがわかりました。

火災にあった塔跡・回廊跡などから見つかった木装基壇の横羽目板や建物の部材と考えられる炭化物から木の種類を調べたところ、いずれもヒノキであることがわかりました。

また、金堂・塔・回廊の炭化物から木が伐採された年代を分析したところ、5 世紀～8 世紀半ばの年代が得られました。こうした分析では木の表面が残っていない場合、より古い年代が出るとされていることから、弘仁 10 年（819）8 月に遠江国分寺で火災があったという『類聚国史』の記録を補完する分析結果ということが出来ます。

土器

奈良時代から平安時代の須恵器や、灰釉陶器、土師器などが出土しています。

墨書土器「貫名宅」

奈良時代の碗の底（外側）に「貫名宅」と書かれたものが塔跡南側から出土しています。

「貫名（ぬきな）」は『和名類聚抄』に遠江国・長下郡の郷（現在の村にあたる）の名前として記載されています。「貫名」は袋井市内の 2 箇所（広岡・浅羽）に小字名が残っています。「宅（やけ）」は地域の有力者の組織を意味すると思われ、袋井地域の村長クラスの有力者が



写真 16 「貫名宅」墨書土器

村の人々を連れて国分寺の建設や寄進にかかわったことを意味している可能性があります。

仏像

塔跡北側から、塔本塑像の 1 体の頭部が出土しています。高さ 7.9cm、幅 4.9cm、奥行き 5.9cm で、彩色されていた痕跡があります。立像とすると高さ 60 cm ぐらいと推定されます。左目周辺の黒い部分が「鉛」であることがわかりました。「鉛」を含む顔料には「鉛白」や「鉛丹」があり、この塑像の顔は、「鉛白」を使用したとすると白色で、「鉛丹」を使用したとすると赤色（オレンジ色）または淡いオレンジ色で彩色されていた可能性があります。

塔本塑像は塔の初層を飾っていたジオラマ風の仏像群であり、遠江国分寺でも荘厳に飾られていたことがわかる資料です。



写真 17 塔本塑像（右）と復元イラスト（左 菩薩とした場合）

その他の遺物

江戸時代終わりごろの墓がいくつかあり、土器や陶磁器、古銭（寛永通宝他）などがみつかっています。

第6章 全体計画

第1節 遠江国分寺跡の特徴

第4章で記した基礎的調査で明らかになった遠江国分寺跡の持つ特徴を以下に整理します。

- (A) 特別史跡に指定されている全国で3箇所为国分寺跡のうちの一つです。
- (B) 全国初の国分寺跡としての発掘調査、及び国分寺跡としての公有地化・史跡整備が行われ、先進的な事業を行ってきた遺跡です。
- (C) 昭和40年代に整備が行われてから40年以上が経過し、単に経年だけでなくその後の研究の進展による問題も生じてきました。国分寺跡として再整備第1号となります。
- (D) 市街地の中にあり、周辺に行政施設や文教施設が集中する場所に立地します。
- (E) 国分寺跡の東方には、自然豊かな府八幡宮があります。
- (F) 地元団体の協力により、季節の花が咲き乱れる憩いの広場として、また歴史学習の場として市民に親しまれています。
- (G) 市役所本庁舎の北側に位置し、雨水の帯水地です。
- (H) 薬師信仰の場として現在も信仰の対象地です。

また、第5章の史跡内の発掘調査によって明らかになった遠江国分寺跡の特徴を再掲すると以下の通りです。

- (I) 主要伽藍のうち、構造が判明した建物（塔・金堂・講堂・僧房・回廊）のすべてが木装基壇で建設されていました。
- (J) 塔以外の南大門・中門・回廊・金堂・講堂・僧房が一直線に並んでいました。
- (K) 燈籠跡が発見され、支柱が木製であることがわかりました。
- (L) 塔と金堂院だけが火災に遭い、その他には火災の痕跡は見られませんでした。この火災跡は文献にある弘仁10年(819年)の火災と考えられ、その後再建されませんでした。
- (M) 塔の初層は塑像仏像群で飾られていました。

第2節 基本方針

第1節の特徴を踏まえて、整備の基本方針を整理します。

(1) 整備の前提

遺構の破壊につながる整備はいかなる場合でも行わないこととし、遺跡を確実に保存します。

例：塔や回廊、講堂などの基壇は、昭和40年代の整備によって一部遺構が破壊されており、整備された縁石等を除去すると遺構が破壊される可能性があります。

こうした場合は、たとえば縁石を埋め殺し、ラインで表示するなどの処置を行うこととします。また、便益施設などの設置にあたっては、掘削部分について下部遺構の有無を確認し、遺構が存在する場合は場所をずらすなどの処置をします。

(2) 整備のコンセプト

- ① 広大な古代寺院の広がりや建物の配置が体感できる整備…(A)(B)(C)(J)(L)(M)

- ② 基壇外装に木を多用した伽藍であることを活かした整備…(I)(K)
- ③ 市街地にある都市公園であること、また市役所に隣接していることを活かした整備…(D)(E)(H)
- ④ 市民が憩い、花卉を愛で、活用できる場としての整備…(F)
- ⑤ 防災拠点としての機能を持つ空間としての整備…(G)

第3節 全体整備計画

(1) 今回の整備の範囲

今回の整備範囲は、整備基本構想で規定したゾーンのうち、指定地ゾーンとした範囲とします。(特別史跡指定地のうち公有地化された範囲)

(2) 周辺地の整備

- ・遠江国分寺跡(伽藍地内)

史跡指定地及び伽藍地内の未指定地については、積極的に指定地の拡大や買い上げを行い、遺構の保全を図るとともに、県道磐田停車場線からの眺望を確保することとします。現国分寺の所有地についても、金堂などの主要伽藍付近は公有地化することが望ましいですが、現在も信仰の対象となっていることから、共存していく方法があるかどうか検討します。

- ・遠江国分尼寺跡

現在、住宅地になっています。国分僧寺との間に県立磐田南高等学校があり、運動場等によって大きく削平を受けているため、国分二寺同士が近接した位置にあるにもかかわらず、中間地帯の土地利用の状況や二つの寺を結ぶ導線、東海道との関係などがどのようなものであったのかはわかっていません。これまでの発掘調査によって伽藍西側の区画溝が発見されている他、講堂・金堂跡と推定される遺構が検出されています。

うち、講堂推定地はほぼ破壊されていますが、金堂推定地の一部が残存しています。本来は特別史跡の追加指定を行い、国分僧寺と同様の保護策を講じる必要があり、課題となっています。住民へ配慮しつつ、開発行為に対して確実に対応し、将来的にも史跡として正しく評価することができることを目指します。これらの伽藍配置等について、説明板等による周知を行います。

- ・国分寺周辺地

国分寺西側等に区画溝が発見されていますが、国分寺の伽藍地、寺地などに対してどのような役割を果たしていたのか、現状でははっきりしません。

周辺地の発掘調査を継続し、性格付けを明確にしたうえで取り扱いについて検討することとします。

第4節 活用の方法

(1) 動線

- ① 導入動線

各手段(徒歩、自転車、公共交通機関(鉄道・バス)、自動車等)、各方面からの来訪者が国分寺跡まで難なくたどり着けるよう、案内・誘導システムの導入を図ります。磐田駅周辺には国分寺の玄関口にふさわしい整備を図ります。

伽藍の配置による入口方向の明確な位置づけや地域外から訪れる自動車利用者(大型バスを含む)のための駐車スペースの整備等により動線の明確化を図ります。既存の道路を活用し、安全な動線確保に努めます。

② 周遊動線

歴史的遺産や自然環境等との連携を図りつつ、歩行者や自転車の動線を確保します。既存の道路を活用し、安全な動線確保に努めます。

史跡内では、来訪者に対し、史跡の理解を助けること、円滑に園路や便益施設の位置などを案内することなどのため、体系的なサイン計画によってルート案内を行います。再整備に伴って必要となる説明板を随時設置します。

③ 周辺地域との連携

国分寺跡は中心市街地に位置し、周辺には商店街や行政施設、文化財、文化施設、教育施設等が集中しています。各施設間の連携を図った上で一体的な整備を行い、利用価値をさらに高める必要があります。

そこで、周辺地域を含めたガイドマップの作成や、地域住民によるボランティアガイドの活用、文化財めぐりイベントの開催などのソフト事業を推進し、周辺地域とのネットワーク化を図ります。

(2) 管理

管理には、植栽管理をはじめ、日常的な点検・清掃、防火・防犯、事故・災害の予防や定期的な修理・更新などの維持管理業務があります。整備後の設備・機器などには、経年による老朽化や自然環境による破損等が予測され、また発掘調査の進展により情報が更新される可能性があるため、定期的に維持管理を行うことが必要です。

○ 樹木管理

将来的に老木が倒壊する可能性について配慮し、新たな植栽を行う場合は高木にならない種類を選ぶと同時に、定期的な剪定を行います。

○ 植栽管理

手入れの手間が少ない草の植栽を検討すると同時に、定期的な除草作業を行います。除草にあたっては、市で行う事業とは別にボランティア団体や地元の自治会、学生などによるボランティア活動が可能であるか協議します。

(3) 活用・運営

整備された史跡を生かすためにさまざまな方策を用いて活用を行います。運営には、史跡の活用をPRするための企画・運営をはじめ、発掘調査の公開や施設整備中における施設の公開などがあるほか、今後の住民参加のためのボランティア育成・活用や教育プログラムへの組み込みなどの幅広い事業があります。

○ 国分寺まつりの開催経過と現況

国分寺まつりは平成18年度の国分寺サミットの開催を契機として開催しています。翌年度以降は住民自らが実行委員会を組織し、企画・運営しています。

当初から行っている国司の参拝風景の再現や、往時の国分寺を体験してもらうための相輪の展示をはじめ、実行委員会となってからは野点の茶会、ジュビロ磐田の選手による蹴鞠の実演、演奏会、フリーマーケットなどの多彩なイベントを行い、さらに平成26年度からは舞楽の演奏を行うなど、年に応じて新規イベントを模索するなどの意欲的な経営に努めています。

市も文化財課及び商工観光課が実行委員会に加わり、展示・販売ブースの運営だけでなく、平成22年度から行っている市役所6階議場からの展望ツアーの開催、平成24年度から行っている塔本塑像製作体験の運営補助など、よりイベントが盛り上がるような助力を行っています。

イベントとして市民から広く定着しており、国分寺を周知させる重要な事業として市内の関係者が

手を携えていく必要があります。

○ 整備中の施設公開、整備体験

整備事業で使用する塙などの製作体験や、整地作業などの体験事業を実施します。また、整備事業の区切りの時期や、基壇整備が終了した際などに見学会を開催します。

○ ボランティアの育成

既に活動を行っている観光ボランティアと連携し、国分寺に特化したボランティアの育成を行います。文化財課での講義を行い、国分寺修了証を交付します。

○ 学校教育との連携

学校に呼びかけ、整備事業途中や終了後に見学の機会を提供します。その他にも、施設見学やバス事業、総合学習の時間等を利用しての公園見学を推奨します。

(4) 関連機関との連携

他の文化資源の整備活用も視野に入れると、本構想を推進するためには、関連する各課との調整を図っていかねばなりません。

遠江国分寺・国分尼寺跡は、市のシンボルであり、周辺と一体となり磐田市のイメージを情報発信することが求められています。そのため、庁内ばかりでなく、市民をも含めた協議の場をつくり、意識の共有化を図っていく必要があります。さらに、加盟団体である全国史跡整備市町村連絡協議会、全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会などの団体、関東甲信越静ブロック埋蔵文化財担当者研修協議会、全国の国分寺・国府所在地の自治体などと連携し、遠江国分寺の情報を全国に向けて発信していきます。

第7章 再整備の概要

整備事業は、大きくは遺構部分の整備と、便益施設の整備、公園としての管理部門の整備、ソフト事業の4つに分けられます。

第1節 遺構整備

遠江国分寺を理解する上で、どの場所に、どのような規模・構造で建物が建てられていたかということを示すことは不可欠だと考えます。その理由は、遠江国分寺では、塔を除くすべての主要な建物が南北の中軸線上に一直線に並び、左右対称の配置を採用しており、そのことが目に見える形で公園内に表現されていなければならないと考えるからです。また、基壇外装に木製の板を使用していることは、全国の国分寺の中でも遠江国分寺にしか確認されていない大きな特徴であることから、これを目に見える形で提示する必要があると考えています。

以上の理由から、整備にあたって理想とするべきなのは主要な基壇すべてについて、調査の成果に基づいた正しい位置、正しい構造で復元を行うこと、また伽藍の広がりや体感できる整備です。このうち、僧房については新たに復元的な整備をすることになります。なお、発掘調査で確認された基壇外装は廃絶時のものであり、創建時とは異なりますが、復元にあたっては資料がある廃絶時の基壇を復元することとします。

基壇の他、燈籠については発掘調査で存在が確かめられた、遠江国分寺の特徴の一つであり、目に見える構造物として復元できるか検討します。

築地塀についても、東側の県道に面していることから、史跡の顕在化を図るためその一部を復元します。

現在の基壇は昭和26年の発掘調査の成果に基づいたものでしたが、平成18年度以降の発掘調査により、その位置や規模がずれていることがわかりました。さらに、僧房は昭和26年の発掘調査では検出されていませんでした。今回の整備では、こうした問題点が解決されるように再整備を行います。

以上のような基壇整備を行うにあたっての大きな問題点は、遺構の保護を最優先する必要があることです。整備工事によって遺構が破壊されることのないように配慮しなければなりません。しかし、検出された基壇外装に直接横羽目板を貼り付けると、外装部を保護することは不可能です。それを防ぐため、検出遺構を埋め戻し、その上部に保護層を設けた上で遺構を復元することとします。従って、基壇の規模を発掘調査で検出された遺構にあわせた場合、実際の標高よりも数十cm程度高くなります。塔や金堂では、発掘調査で検出された基壇外装の上端が現地表面に近い位置にあるため、このまま復元するとこの2遺構だけが突出して高くなってしまふ恐れがあります。

このように検討していくと、前述したような理想の整備を実現するのは物理的に不可能であることがわかります。そこで、優先する整備項目を検討すると、塔の心礎は古くからずっと露出していたものであり、また塔の柱の大きさ、ひいては遠江国分寺の規模を現地で実感することができる唯一の遺物であるため、露出展示以外の方法は考えられません。上部の保護層を確保し、かつ心礎を露出させると、次項で説明するように塔基壇の高さは最大で元の60%程度に整備されることとなります。

他の遺構の基壇についても、復元高を本来の高さの60%程度とし、全体の調和を保つようにすることとします。

(1) 塔

現在の縁石を除去し、擬木を使用した木装基壇を復元的に整備します。規模は発掘調査の結果、現状(1辺15m)より3m大きくなり、1辺18mとなります。発掘調査で想定された高さは1mですが、基壇の遺構が基壇縁で浅い位置にあるため、これを保護し、かつ心礎を露出展示できる高さとして、0.6m程度と想定される高さよりも低くします。基壇の横羽目板は上下2段、束柱は1.4~1.5m間隔で設置するものとします。ただし、南辺では基壇が最も浅い位置で検出されているため、高さ0.3m・横羽目板1段程度の復元的整備に留めます。

なお、基壇北辺では遺構の残存状況が悪い可能性があり、その場合、北面の一部のみを発掘調査の成果通りの高さで復元することを検討します。その場合、見学者の誤解を招かないよう、説明板等を設置します。

礎石は心礎及び外側の礎石1基が残存していますが、発掘調査の成果により、側柱の礎石が12基、四天柱の礎石が4基設置されていたことがわかっています。このように礎石の数や配置が判明したのは、遠江国分寺の建物の中で塔しかありません。そのため、これらの失われている礎石のレプリカを設置し、往時の姿がわかるように整備を行います。



図16 塔跡イメージ

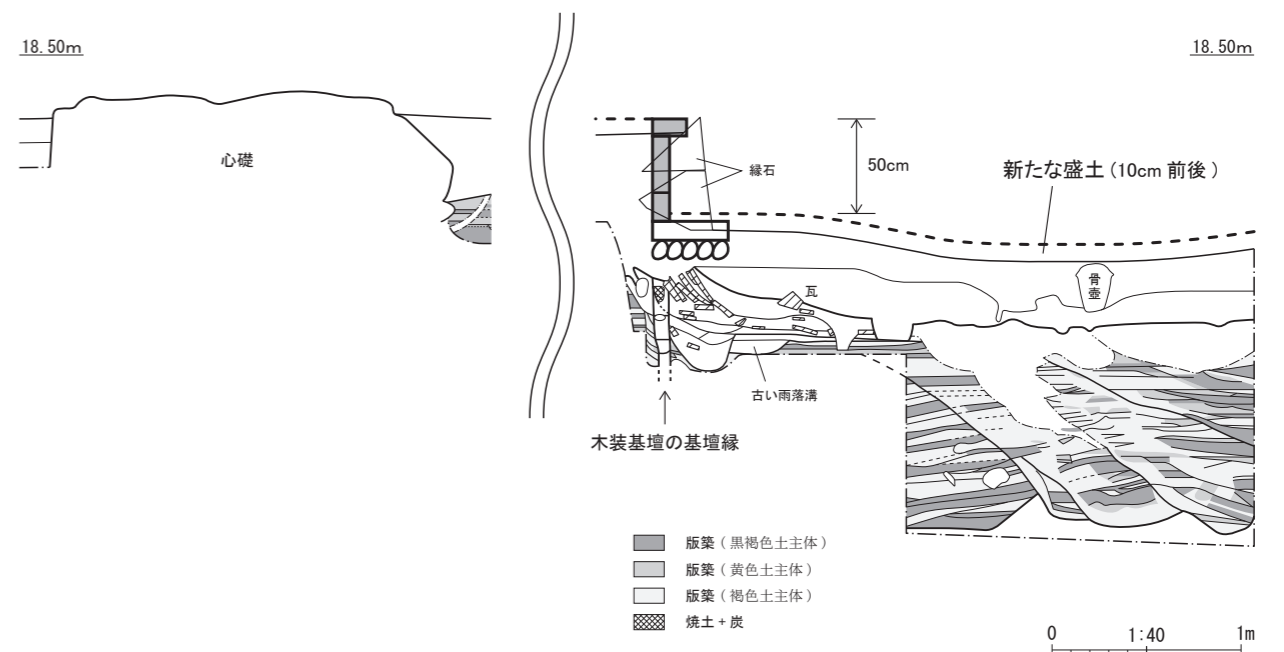
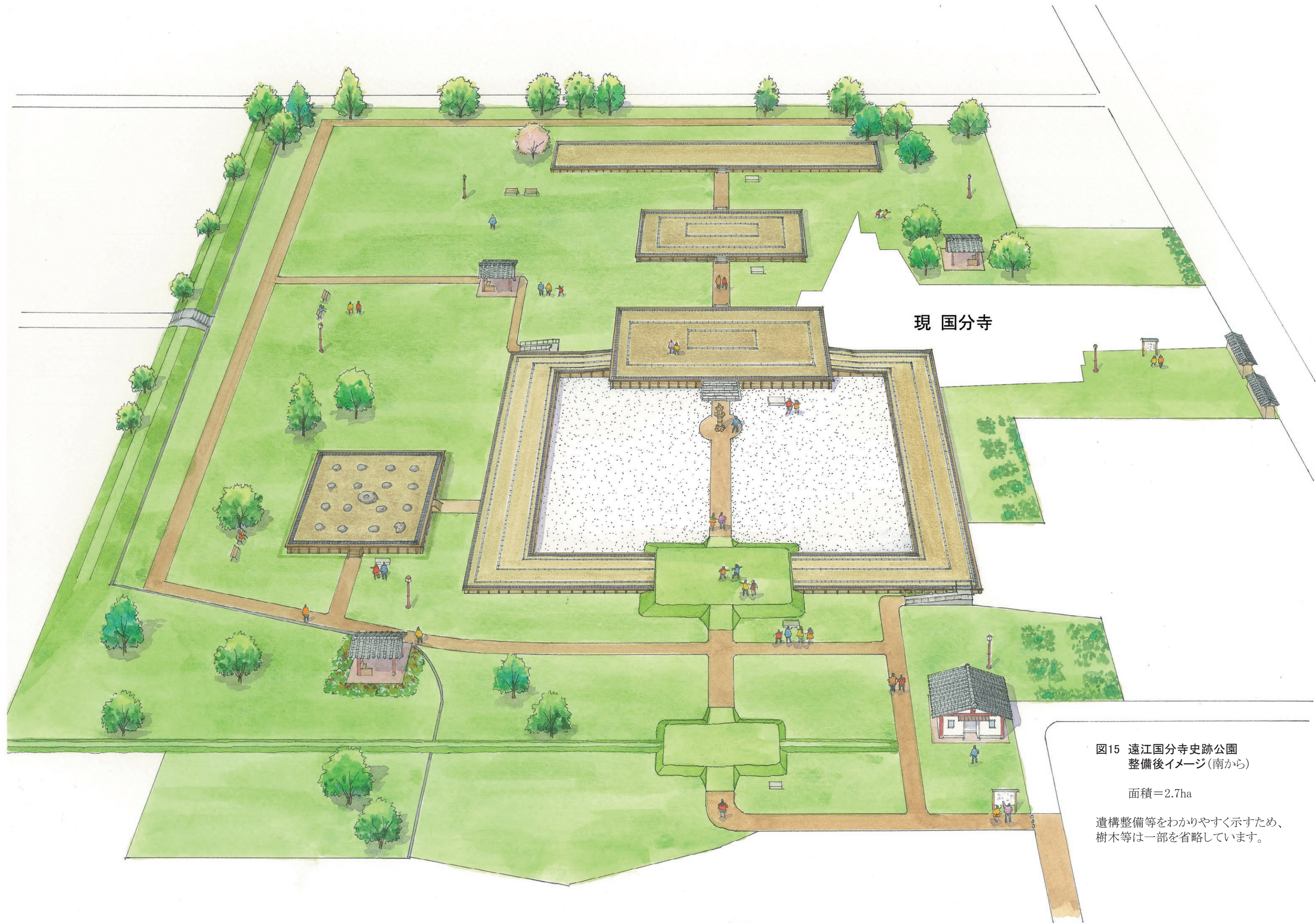


図17 塔跡基壇外装復元断面模式図



現 国分寺

図15 遠江国分寺史跡公園
整備後イメージ(南から)

面積=2.7ha

遺構整備等をわかりやすく示すため、
樹木等の一部を省略しています。

礎石レプリカを埋設すると地下に保存されている遺構の根石を損壊させてしまう可能性があるため、損壊させない設置方法を検討します。礎石の石材は市内敷地産の細礫岩であると考えられることから、これに類似した石材を用います。

基壇の上面、木装基壇外装に置かれる化粧板の内側に^{せん}磚を敷き並べます。

発掘調査では、塔の基壇の出入り口ははっきりせず、常時昇降ができるようにはしていなかった可能性が指摘されています。そこで、取り外しが可能な梯子に近い木製階段があったと想定し、その想定に基づいて南側正面及び東側に幅 1.5 m の木製風の近代的ではない階段を設置します。

(2) 金堂

現在のスロープ状の基壇の位置や規模を変えて造り替え、発掘調査の成果に基づき、擬木を使用した木装基壇を復元的に整備します。規模は東西 33.5 m、南北 22.9 m とします。発掘調査によって想定される高さは 1 m ですが、基壇外装を保護してその上部に復元基壇を設置すると現地表面から非常に高くなってしまふ可能性があるため、塔基壇の復元高等を踏まえ、0.6 m の高さとしします。基壇の横羽目板は 2 段、東柱は 1.4 ~ 1.5 m 間隔で設置するものとします。

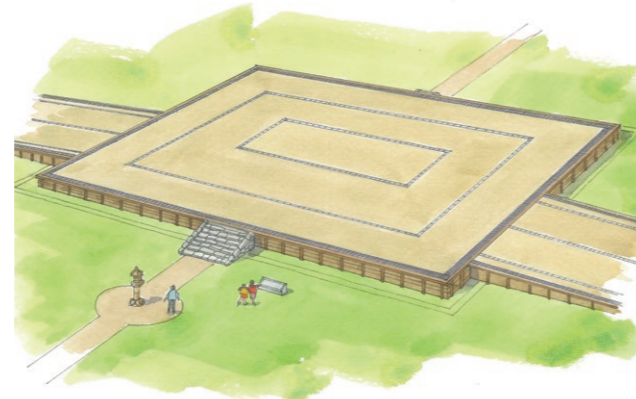


図 18 金堂イメージ

基壇の上面のうち、建物範囲の輪郭線に沿って^{せん}磚を模した瓦質平板を敷きます。建物の範囲は石田茂作が推定した規模(間口(東西)112尺、奥行(南北)71尺 第3章(3)P10参照)を踏襲します。また金堂は仏像を安置した場所であり、そのことを明示する必要があることから、中央の須弥壇の輪郭を^{せん}磚を模した瓦質平板により平面表示します。

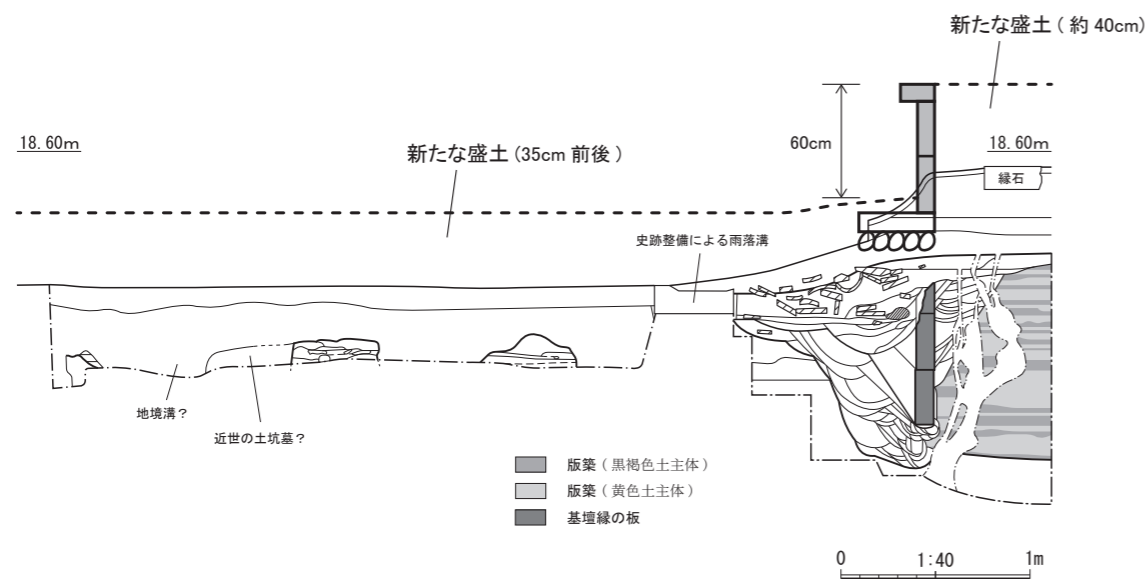


図 19 金堂跡基壇外装復元断面模式図

金堂は、昭和 26 年の調査で階段が発見されており、遠江国分寺の中でも存在が確認された数少ない構造物ですので、露出展示が理想ですが、来客者の昇降により摩耗する恐れがあります。そのため、南側中央に階段を復元的に整備します。現状で 3 段残存している遺構を参考にし、基壇高にあわせた段数分を復元的に整備します。石材は三河産の細礫岩であるとの鑑定結果があることから、これに類似した石材を使用し、幅 4.7 m で 1 段の石幅は 36cm、高さ 12cm とします。

その他、北側に公園施設としての階段を設置します。

(3) 中門

発掘調査では木装基壇であるとは断定できなかった遺構です。スロープのある土壇により基壇を表示します。

(4) 回廊

現在はツゲによる遺構表示を行っている箇所です。今回の整備によってツゲを撤去し、擬木を使用した木装基壇を復元的に整備します。規模は幅 9.1 m の規模としします。高さは 0.2 m とします。基壇の横羽目板は 1 段、東柱は 1.75 m 間隔で設置するものとします。

復廊であることを意識し、基壇の上面(建物範囲)及びセンターライン上に^{せん}磚を模した瓦質平板を敷きます。金堂院の内部は白い細砂利を敷き詰め、儀式等のためにつくられた他の場所とは異なる空間であることがわかるように配慮します。

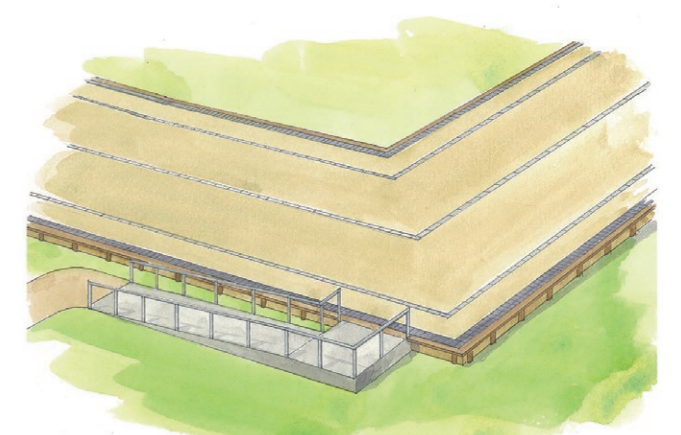


図 20 回廊イメージ

(5) 燈籠

高さ 3 m の燈籠としします。下部の柱の直径は 50cm とします。位置は下部の遺構を保護した上で元の位置に復元しますが、大規模な基礎工事は不可能であり、深い掘削をせず安全性を確保した工法が可能か検討します。

基礎の柱は発掘調査の成果から木製としますが、上部の構造はわかりません。意匠は山田寺(奈良県桜井市)や当麻寺(奈良県葛城市)・仏国寺(大韓民国)、兵庫県姫路市三宅遺跡出土の石燈籠等が参考としてありますので、さらに研究した上で復元が可能か検討します。電灯等による灯火設備を検討します。

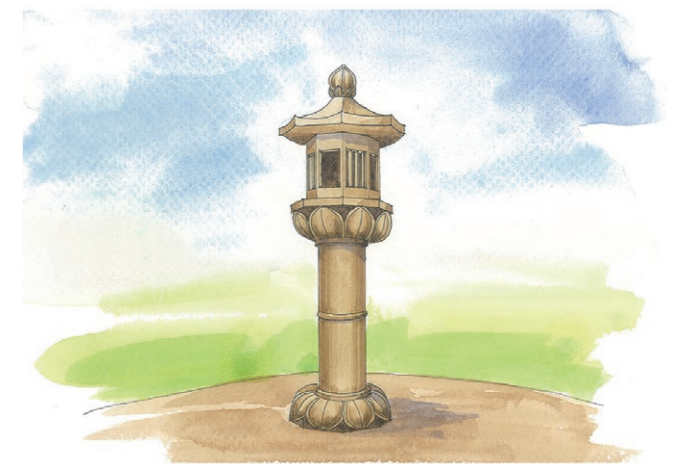


図 21 燈籠イメージ

(6) 講堂

現在のスロープ状の基壇を変えて造り替え、発掘調査の成果に基づき、擬木を使用した木装基壇を復元的に整備します。規模は間口 29.2 m、奥行き 16.6 m の規模と考えられます。高さは掘り込み地業を施すなど金堂や塔に準じる工事を行っていることから、金堂よりやや低く、0.5 m とします。基壇の横羽目板は 2 段、東柱は 2.3 m 間隔で設置します。

基壇の上面には『朝野群載抄』に記載されている建物の規模（24.7 × 11.8 m）の輪郭に沿って^{せん}塼を模した瓦質平板を敷いて表示します。また、同様に『朝野群載』には講堂に仏像8軀が置かれていたという記載があることから、金堂と同様に須弥壇の輪郭に沿って^{せん}塼を模した瓦質平板を敷いて表現するよう検討します。

その他、南北両側に公園施設としての階段を設置します。

（7）僧房

現在は遺構表示がない箇所ですが、発掘調査の結果、位置や規模が確認されたため、今回新たに遺構表示を行います。発掘調査の成果に基づき、擬木を使用した木装基壇を復元します。規模は間口63.8 m、奥行12.0 mの規模とします。高さは講堂よりやや低いものとし、0.4 mとします。基壇の横羽目板は2段、束柱は1.4～1.5 m間隔で設置するものとします。

南側に公園施設としての階段を設置します。

（8）築地塀

国分寺伽藍地の東側は、昭和27年の特別史跡指定時に対象地から除外されたことから、国分寺の伽藍地内であることの認識が薄い地域です。そこで、築地塀を復元することを検討します。復元することの効果として、①国分寺の境界が県道磐田停車場線までと、現在ある公園よりも広い範囲であったことがわかります。また、②他の建造物の復元を行わないことから、外郭施設である塀を復元することによって当時の寺院の広さや事業の大きさについて体感できること、③交通量の多い県道に面していて公園の存在をアピールできることなどが挙げられます。復元位置は金堂の真東にあたり、土塀を2箇所積み上げます。復元の詳細な寸法については今後の検討課題とします。最上部は板材で小屋組を造り、屋根瓦を載せます。2箇所の土塀の間に幅3 mの出入り口を設け、管理用車両の出入り口としての用途も持たせるようにします。

なお、歴史的建造物としての復元を行わない場合は、壁面に説明板を設けるなど、最大限の利活用を検討します。

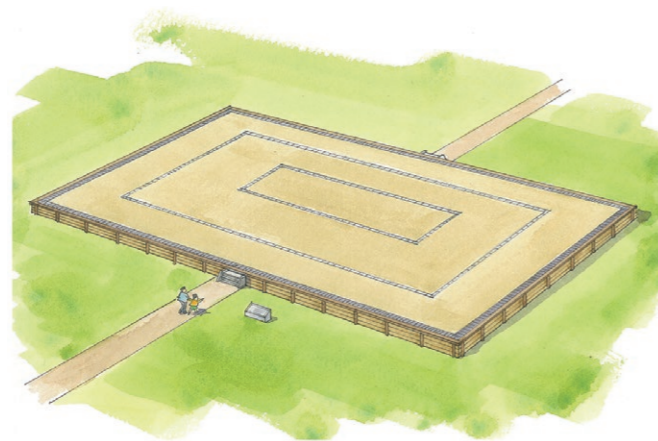


図 22 講堂イメージ

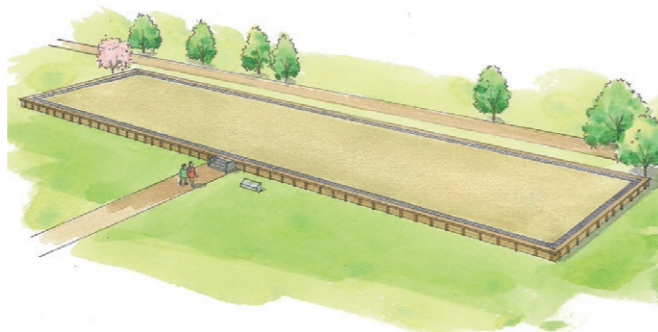


図 23 僧房イメージ



図 24 築地塀イメージ

（9）南大門

これまでの発掘調査において、木装基壇であることはわかったものの、版築が残存していなかった遺構です。スロープのある土壇により基壇を表示します。基壇の規模は東西14 m、南北8 mと推定でき、その規模で基壇の両側を盛土し、築地を表現します。

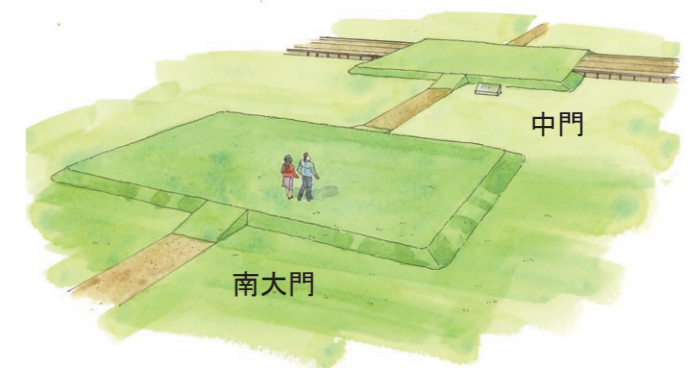


図 25 南大門イメージ

第2節 便益施設

これまでの国分寺公園では、公園内には案内看板しかないため、国分寺について簡潔に理解する手段がありませんでした。

本来は、国分寺資料館といった施設を建設し、そこに行けば公園や史跡のあらましがわかるようになるのが理想ですが、遠江国分寺周辺は市街地化しているため、そうした施設を建設するスペースがありません。

よって、便益施設に資料館のようなスペースを付属させ、来園者が公園や国分寺の概要を把握するための一助としたいと思います。

(1) トイレ兼展示スペース

もっとも近いトイレである磐田市役所西庁舎までは、公園の中心である金堂から直線距離で150mあり、また土日・祝日は閉庁していることから公園利用者には不便であるため、展示スペースを兼ねたトイレを設置します。場所については市街地で周辺に空き地を求めることが困難であること、遺構が希薄で下水工事による指定地内の掘削が最小限で済むこと、かつ下水道本管への接続がしやすい場所であり、また公園利用者の便がよいことから、指定地内の寺院の本来の出入り口である南側が理想的です。南側への設置が困難な場合は、想定している駐車場からも近く、また大正11年の史蹟標柱の設置場所であり、現在の国分寺公園の入り口である南東隅とし、確認調査を行って候補地付近の遺構の残存状況をチェックした上で決定します。

建物の外観は切妻造瓦葺きとし、周囲の景観にマッチするよう工夫します。朱柱を露出させ、漆喰ボード等を使用し、木造ないし木造風の外観にすることも検討します。南北約10m×東西約8mの規模とし、南側をトイレとして男性用（大便器1・小便器2）・女性用（大便器2）・多目的トイレ（大便器1）を設置します。これを設置することにより収容人員は現状の3倍となり、清潔でバリアフリーの施設が実現されます。

北側は吹き抜けとし、公園内の景観が一望できるよう配慮します。内部はパネル展示によって国分

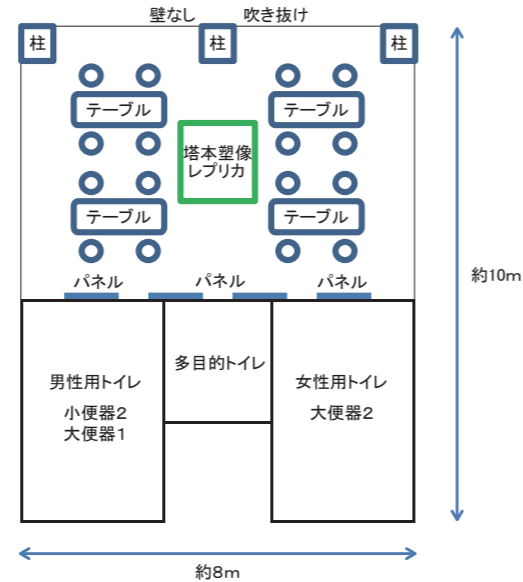


図 26 トイレ兼展示スペースイメージ図

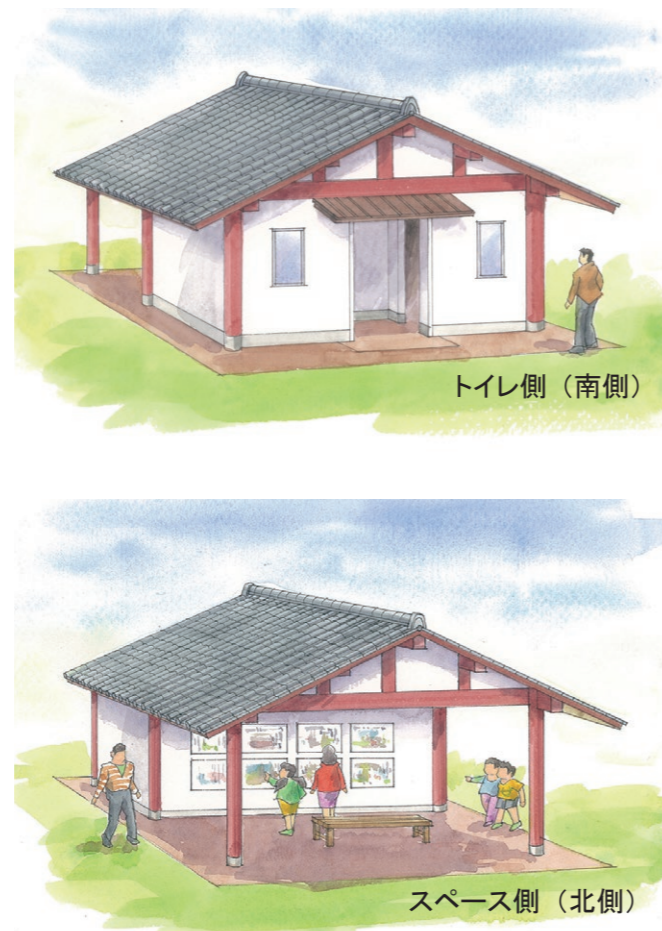


図 27 トイレ兼展示スペースイメージ

寺公園の概要を紹介し、市内周遊の一助となるよう各種パンフレットを配置します。また来訪者のための休憩場所となるよう、いすを置くなどの配慮をします。

なお、現在ある収蔵庫は撤去します。

(2) 四阿

公園内は広く、散策者が日陰で休憩できるポイントとして四阿を設置します。設置箇所はトイレ兼展示スペースと同様、公園の散策者の便を図るため指定地内の南西部・北部及び金堂北西部の3箇所とします。北部は僧房付近とします。金堂北西部は経蔵ないし鐘楼が想定された位置とします。ただし、発掘調査では建物の痕跡を確認することができていません。いずれも周囲の景観にマッチした落ち着いた外観となるように配慮し、中にベンチを設置します。1箇所には給水施設を設置します。

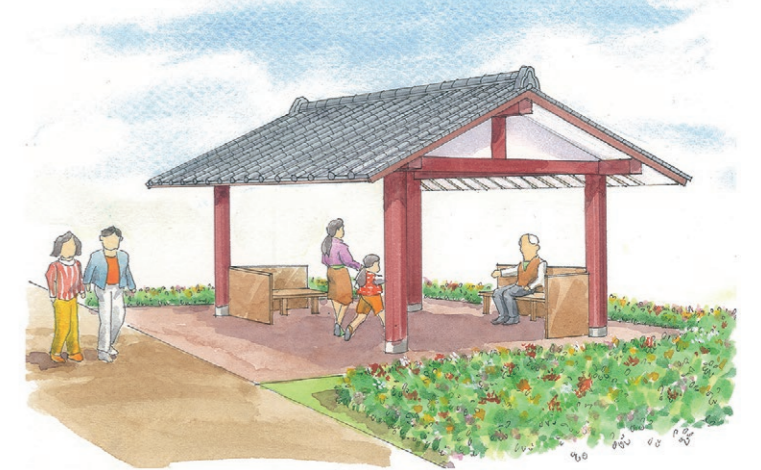


図 28 四阿イメージ

(3) ベンチ等

公園内にはちょっとした休憩などに使用できるベンチ6基と、市街地に隣接していることから薄暗い空間を作らず、また夜間のウォーキングなどにも安心して使えるよう、街灯6基を設置します。街灯についても朱柱を模したものにすることで、景観にマッチしたデザインとします。また、公園利用者への注意喚起看板の設置を検討します。

奈良時代の国分寺内は原則として樹木も草花もなかったと考えられます。ただし、その景観を再現すると公園全体が茶系色となり、殺伐とした風景になりかねません。そのため、敷地のうち、遺構表示や園路に関わらない場所については原則として芝張りとし、現在ある花壇等は撤去し、敷地の別の場所を花壇とします。花壇のメンテナンスについてはボランティアによるものとし、花壇の規模や形状については、関係団体との協議により決定します。

また、植える草花については、かつて周辺地に蘭院（薬草畑）・花苑院（花畑）があった可能性に鑑み、顕花植物だけでなくハーブや薬草などの栽培が可能か検討します。

(4) 園路

公園内は原則としてどこでも自由に歩くことができますが、学習のために来園した方にとっては、寺院の広がりやそれぞれの建物の位置と役割などを体感してもらうための理想的なコースが指定されていることが望ましいです。また、それとは別にメンテナンスのための管理車両の通行路についても、轍などで公園の景観を阻害しないように設定する必要があります。

園路として、市道からトイレ・南大門を経て中門・金堂・講堂・僧房に至る中軸線沿いに歩くルートを設定します。幅3m程度で、土系舗装材（保水性・弾力性に優れた舗装方法）を想定します。また、市道から伽藍地外縁部にかけて幅3m程度の脱色アスファルト舗装（砂利道風舗装）を施した管理用道路を整備します。園路は特に凹凸を排除し、木装基壇部分以外は段差を極力なくすように検討します。

(5) 看板整備

公園入口に大型の看板を設置します。その他、南大門・中門と回廊・燈籠・金堂・塔・講堂・僧房

について現地に個別説明板を配置します。説明板は、文字だけでなく写真やイラストを使用し、わかりやすい内容とします。

第3節 基盤整備

(1) 全体の造成

現在の公園内は、遺構以外にもさまざまな段差や凹凸が存在します。これは、古代寺院の景観を体感する上で枷となる他、バリアフリーの障害にもなります。

遺構の復元にあたっては、その遺構の保護を最優先することとしますが、遺構外の区域については盛土した遺構同士が調和的であること、また各遺構の高低差が排水計画に適っていることを優先しつつ、スムーズな散策が可能になるよう、凹凸や段差、急傾斜地などがないように留意します。

伽藍地の南側には、本来築地塀がありました。発掘調査によっては、その規模を明らかにすることはできませんでしたが、西側築地の存在によって南側にも同様の築地があったことは明白です。

よって、盛土によって南側築地を復元し、国分寺の寺院としての範囲や境界を明確にすると同時に、調整池としての機能を持たせ、排水対策を容易にする効果が期待できます。

(2) 排水路整備

排水路は、現状では機能不全を起こしている箇所があることや、景観上好ましくない箇所があることから、見直しが必要です。遺跡の破壊をなくすため、原則として新たな掘削は行わず、現在の排水路のルートを生かした排水路とします。ただし、現状のように側溝やグレーチングを露出させるような形状ではなく、暗渠によって処理することとします。排水路の整備によって、南側にこれまで以上の雨水の流出が想定されます。想定される排水量と公園外の排水路の許容能力を勘案し、市道上に雨水が溢れる等の弊害がないよう検討します。

第4節 ソフト整備

遠江国分寺公園は普通の公園ではなく、史跡公園です。史跡公園である以上、利用者が散策し、くつろげるような配慮だけでなく、往時の国分寺を偲ぶことができるよう配慮する必要があります。その手段のひとつとして、案内看板やパンフレットの整備等を行います。

(1) パンフレット

現在刊行している国分寺公園の案内パンフレットをリニューアルします。また、無料のパンフレットに加え、有料の解説冊子の刊行を検討します。

(2) AR事業

スマートフォンやタブレット端末を利用して往時の塔や金堂など、主要な建物のコンピュータ・グラフィックス画像を、現地に実際にある基壇と組み合わせて画面上に映し出して見ることができるようにするものです。

本市では平成15年度までにコンピュータ・グラフィックスによる復元映像の制作を行っており、これを改修して利用することを検討します。

タブレット端末については市役所の機関の他、観光案内所でのレンタルができるように協議します。

第5節 付帯整備

埋蔵文化財センター第2収蔵庫を改修し、国分寺専用の倉庫とします。第2収蔵庫の南半分については柵が未設置であり、大きな空間だけがあります。この部分に北側と同様の柵を設置し、現在第1

収蔵庫に置かれている国分寺の遺物を一括収納します。

第6節 整備と活用

史跡は活用してこそ、その価値が生かされます。そのため、あらかじめ整備後の活用方法について検討しておく必要があります。

(1) 整備中の活用

① 塼の焼成・寄附事業

基壇整備において、基壇外装の化粧材や遺構表示のため、多くの塼を焼成する必要があります。この調達方法について、何らかの形で市民が参加できる可能性があります。

たとえば、1個を1口として寄附を募り、塼に寄附者名を線刻する方法や、塼の製作・焼成を体験するイベントの開催などが考えられます。

② 築地塀の復元事業

伽藍地東側において、築地塀の復元を行う予定です。この復元過程で、何らかの形で市民参加を行う可能性が考えられます。

たとえば、築地の中身である版築を体験するイベントや、塀の上部に載せる瓦1個を1口として寄附を募り、瓦に寄附者名を線刻したり、瓦の製作・焼成体験を行うイベントの開催などが考えられます。

③ その他

塔や金堂などの木装基壇については、現在は擬木を使用する計画になっています。

これについて、一部は本物の木材を使用し、その製作・設置体験を行うことを検討します。

(2) 整備後の活用

① 学校教育での活用

現在、学校教育での活用に限り、文化財課の管理地・管理施設を市バスで周遊する事業を行っています。今後も学校が活用しやすい環境を作り、子どもたちが史跡に触れる機会を増やしていきます。

また、国分寺跡を中心としたモデルコースの設定や、校長会や教員の社会科部会などへのアプローチを通じて周知を図っていきます。

② 一般市民・観光客への活用

国分寺公園がリニューアルし、整備されたことを市内外の人々に周知する必要があります。また、史跡公園という難しいイメージを持たずに気軽に立ち寄ることができるよう、周知方法にも気を配ります。

国分寺公園の通常パンフレットだけでなく、史跡として楽しみ、学習したい人や、周辺観光、食べ歩き、ウォーキング等の拠点として活用したい人、季節の自然を楽しみたい人など、さまざまなニーズにあわせてパンフレットを製作し、便益施設に常備します。

③ 国分寺まつりへの協力

国分寺まつりは国分寺を周知してもらう上での最大のイベントであり、市民が



写真 18 国分寺公園での見学の様子

自ら活用を行う舞台として、最大限の協力を行います。

基壇がイベントの舞台装置として使えないか、などの検討を行います。一方、舞台やテントの設置等について、現状変更を伴わない設営方法を指導します。

④ 国分寺ボランティアの創設

国分寺を専門に担当するボランティアを養成します。学校教育活用時やイベント時の案内等を依頼します。

⑤ 花イベントの検討

草花の種類や開花時期などをチェックし、花暦を作成します。ホームページを活用し、花だよりを配信します。

開花時期にあわせて〇〇まつりなどの情報を発信していきます。

第7節 整備の課題

(1) 樹木整理

第5章で記した特別史跡内の発掘調査において、多くの基壇が樹木の根による改変を受けていることがわかりました。樹木の多くは公園整備の際に植栽されたものですが、遺跡の保護を第一に考えれば、こうした樹木によって遺跡が改変されることは回避しなければなりません。

しかし、昭和40年代の整備から40年以上が経過し、現在のように樹木が生い茂る風景に愛着を持つ方も多くいます。こうした住民感情に配慮しつつも、遺構に影響を及ぼしている樹木については可能な限り処分します。

遺構に影響を及ぼしている樹木は以下の通りです。

- 塔周辺のクスノキ・タブノキ・ソメイヨシノ等
- 講堂周辺のクロマツ等
- 僧房上のスギ・エノキ等

また、第6章で記した遠江国分寺の利点・特徴として、市街地の中にあつて古代の寺院の広がりを感じることが挙げられています。しかし、現状では肝心の南側に特に樹木が生い茂り、その枝葉によって見通しが悪くなっている箇所があります。

よって、景観上の障害となっている樹木等についても、1本1本について検討し、できる限り整理します。

- 南大門及び伽藍地南側に分布するウメ
- 金堂・講堂・僧房の園路付近にあるスギ等
- 北側及び西側で倒木の危険のある樹木
- 夜間時に暗がりとなり、防犯上問題となりそうな場所にある樹木等

記念植樹等で上記に該当するものについては、移植を検討します。

宅地等と隣接する場所については、低木による目隠しになるように配慮します。

樹木の伐採後は根を人力により除去し、樹木に起因する地面の凹凸がなくなるよう整地します。

(2) 基壇構築に際しての課題

木装基壇については金堂の発掘調査の成果を援用し、長さ5尺・幅1尺・厚さ3寸のヒノキ風の擬板材を使用し、この板材を直径20～25cmの丸柱によって土留めします。最上段は柱の上部が露出するので、化粧板により目隠しします。擬木では木装の雰囲気が出ない可能性もあるため、材料については吟味が必要ですし、場合によっては一部だけでも本物の木材を使用することも検討します。ただ

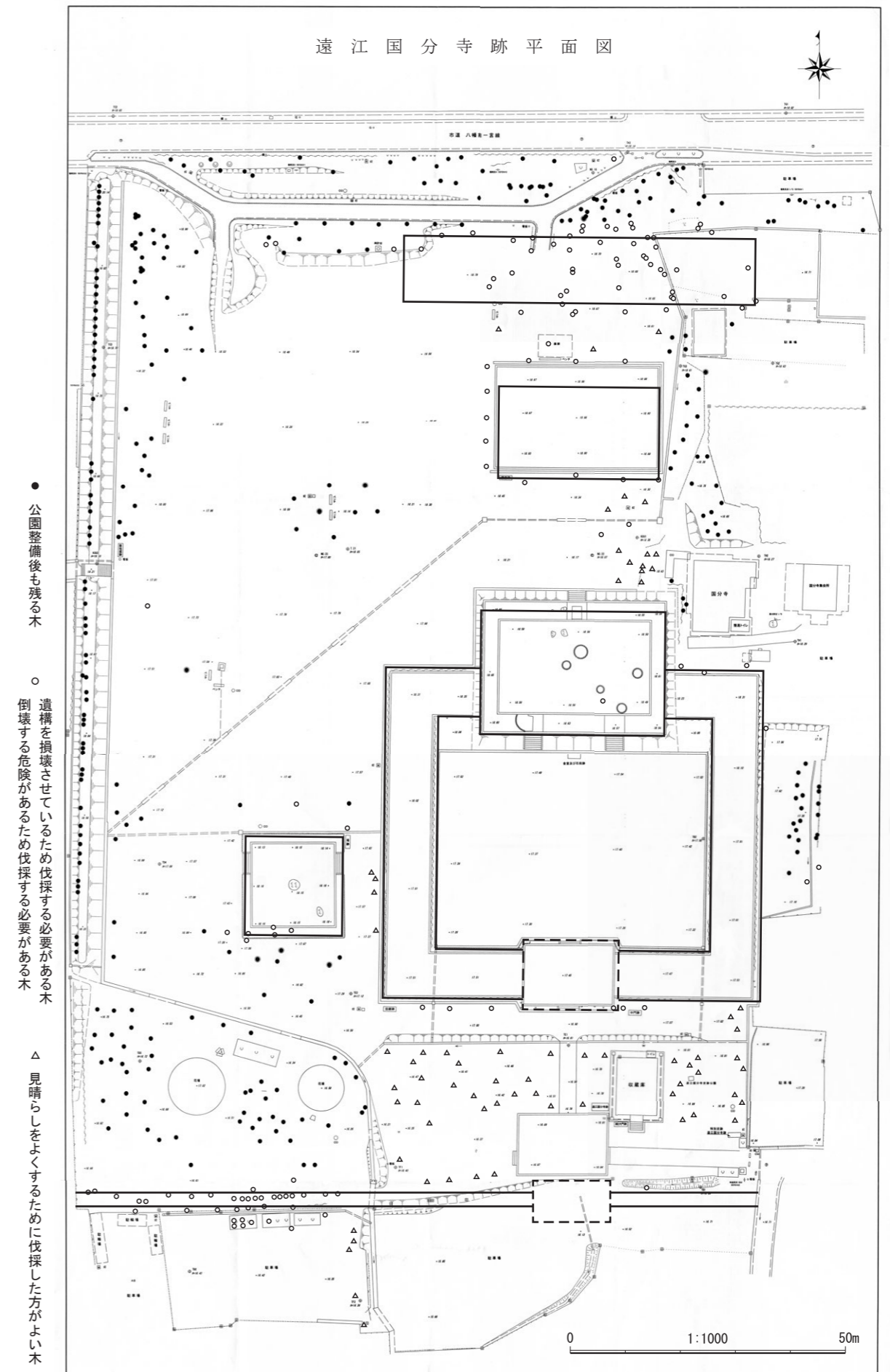


図29 樹木整理(案)

し、本物の木材を使用した場合、一定期間で腐食するため、定期的なメンテナンスが必要です。また逆にそれを市民や子供たちが参加して製作するなどの活用方法も考えられます。

素材が白木のままなのか、彩色を行うかについては他の類例を調査し検討することとします。塔や金堂に使用する塼（古代のレンガ状の焼き物）については、市民からの寄附を募る、野焼きで製作するイベントを企画する等の方法が可能であるか検討します。

(3) バリアフリーへの対応

各遺構は垂直の基壇となり、階段以外では登れない構造になっています。これでは障害者・高齢者が見学するときに不便をきたします。

そこで、遺構に伴わないことがわかるような現代風のスロープを設けて、車いすで基壇上に登れるよう配慮します。ただし、塔については礎石があり、スペースが狭いため、車いすの安全が確保されるかどうか検討した結果により判断することとします。金堂院内部など、砂利敷きの部分についても同様に検討が必要です。

(4) 廃材処理の問題

昭和40年代の整備事業で多くの石材等を使用していますが、木装基壇に造り変えることによって、その多くは廃材となり、処分されることとなります。その一部は何らかの形で今回の整備事業に使用できないか、検討する必要があります。たとえば、公園施設としての階段については、現在使用している石段の石材をリサイクルすることが可能か検討します。

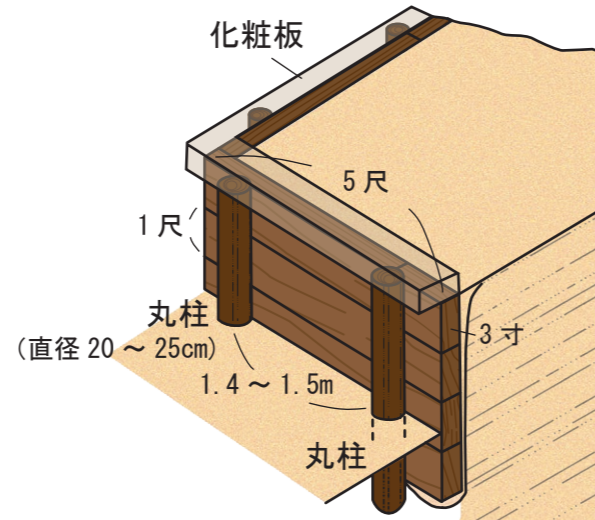


図30 木装基壇詳細イメージ



写真19 塼

第8章 年次計画

年次計画の策定にあたっては、5か年が区切りとなるように検討しました。基壇整備を優先し、最終年度にトイレ兼展示スペース施設の建設を行うこととしました。

築地塼の整備は、市民向けに版築の体験等を行うと仮定して設定したものです。

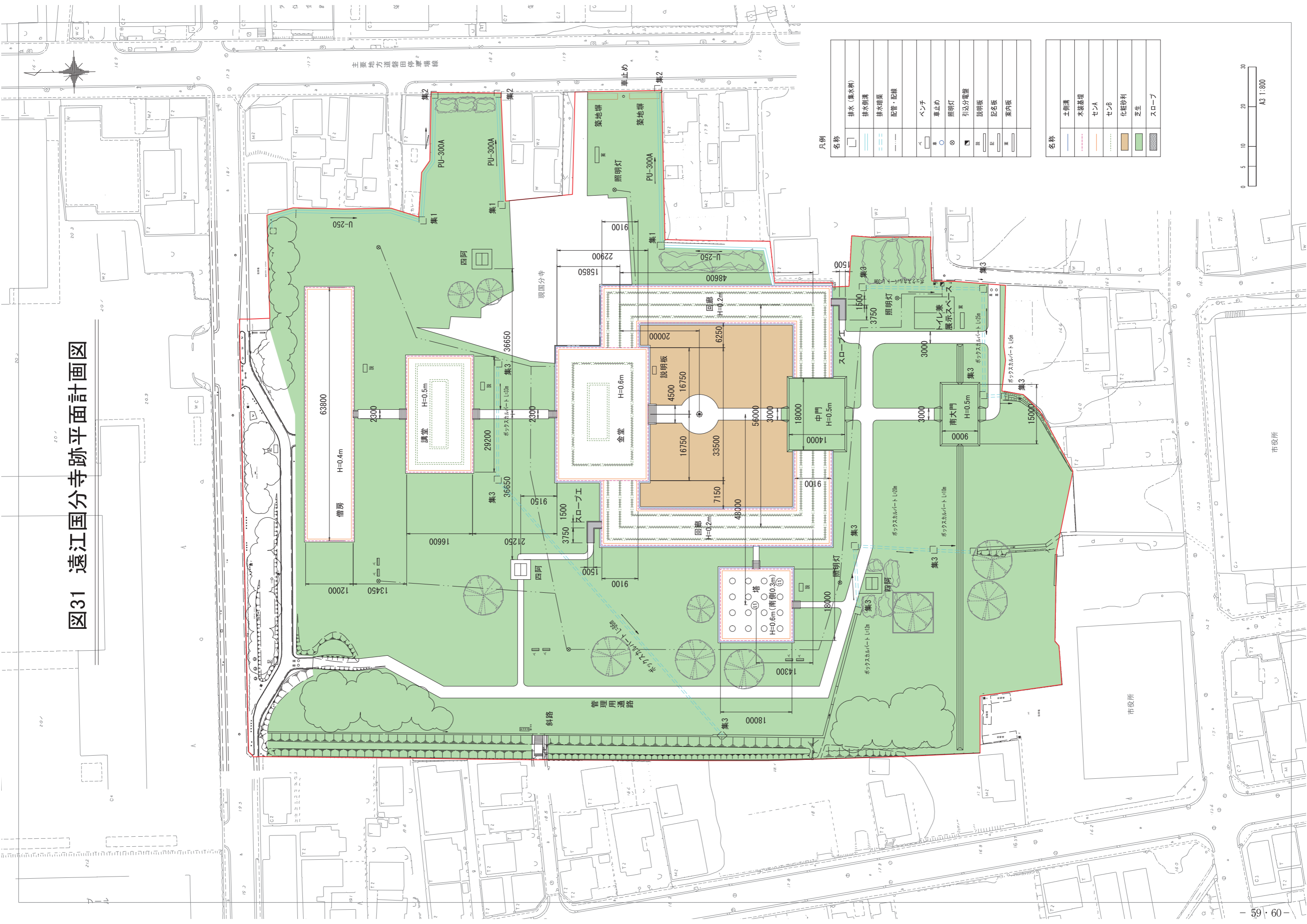
なお、指定地の公有地化及び埋蔵文化財センター収蔵庫の改修等についてはこの表には含めていません。

■整備スケジュール

	内 容	
設計1	測量調査、国有地取扱い協議 基本設計（史跡復元・建築） 再整備に伴う発掘調査	約1年半
設計2	取壊し植栽整理工事図書作成 敷地・復元施設等 … 実施設計（全体・工事1）	半年
工事1・設計	ARコンテンツ制作 工事2実施設計	取壊解体撤去 伐採・植栽整理 設備整備工事（雨水排水） 設備整備工事（電気） 基壇整備工事（講堂・僧房）
工事2・設計	ガイダンス・築地塼等 … 建築実施設計 ARアプリ制作 工事3実施設計	基壇整備工事 （金堂・回廊・中門） 園路広場工事
工事3-1	ARアップ	基壇整備工事 （塔・南大門） 園路広場工事 サイン整備工事（説明板） トイレ兼展示スペース建築工事
工事3-2		築地塼建築整備工事

※北側から施工。工事車両のアプローチは東側及び南側市駐車場より接続する。

図31 遠江国分寺跡平面計画図



凡例

名称	排水 (集水溝)
	排水側溝
	排水暗渠
	配管・配線
	ベンチ
	車止め
	照明灯
	引込分電盤
	説明板
	記名板
	案内板

名称

	土留溝
	木造基礎
	ゼンA
	ゼンB
	化粧砂利
	芝生
	スロープ

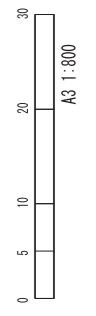


图32 遠江国分寺跡工区計画図



資料

■磐田市遠江国分寺跡整備委員会……………資料 1

■磐田市遠江国分寺跡整備委員会設置要綱……………資料 2

資料 1

磐田市遠江国分寺跡整備委員会

磐田市遠江国分寺跡整備委員会は、遠江国分寺跡の整備基本計画案を協議・検討する組織として設置したものである。整備委員会の発足時の委員は10人で、その構成は、考古学や古代史、建築史、史跡整備の専門家である専門委員6人、市議会議員（民生教育委員会正・副委員長）2人、地元代表1人、学識経験者1人であった。平成21年度から国分寺跡がある見付地区と中泉地区の自治会連合会の地区長2人が加わり12人となっている。任期は2年で、委員長・副委員長は委員の互選で選出され、委員長は上原真人氏が、副委員長は山下晃氏が発足時から務めている。

平成28年12月現在の委員及びオブザーバーは以下のとおりである。

磐田市遠江国分寺跡整備委員会委員名簿（平成28年12月現在）

	氏名	所属・職名	備考
委員長	上原真人	京都大学名誉教授	専門委員（考古学）
副委員長	山下 晃	元磐田市文化財保護審議会会長	専門委員（考古学）
委員	石上英一	東京大学名誉教授	専門委員（古代史学）
委員	箱崎和久	奈良文化財研究所遺構研究室長	専門委員（建築史学）
委員	中島義晴	奈良文化財研究所景観研究室主任研究員	専門委員（史跡整備）
委員	平野吾郎	磐田市文化財保護審議会会長	専門委員（考古学）
委員	加藤文重	磐田市議会民生教育委員会委員長	市議会議員
委員	草地博昭	磐田市議会民生教育委員会副委員長	市議会議員
委員	澤元教哲	(株)天峰建設代表取締役（現代の名工）	学識経験者
委員	小杉 達	磐南文化協会会長	学識経験者
委員	小柳貴臣	磐田市自治会連合会中泉地区長	地元代表者
委員	林 浩巳	磐田市自治会連合会見付地区長	地元代表者

指導・助言

文化庁文化財部記念物課

静岡県教育委員会文化財保護課

事務局

磐田市教育委員会教育部文化財課

資料2

磐田市遠江国分寺跡整備委員会設置要綱

平成17年7月8日

磐田市教育委員会告示第32号

(設置)

第1条 磐田市は、特別史跡である遠江国分寺跡地を、磐田市の歴史及び文化のシンボルとして活用する構想を策定するため、磐田市遠江国分寺跡整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 整備事業に係る基本計画の策定に関すること。
- (2) 整備事業に係る基礎的調査及び資料収集に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 地元代表者
- (4) 文化財保護審議会委員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求め又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

2 この告示施行後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

特別史跡 遠江国分寺跡整備基本計画

わたしたちの国分寺公園

発行日 平成 29 年 3 月 13 日

編集・発行 磐田市教育委員会
静岡県磐田市国府台 3-1

印刷 株式会社 ケイ・アート
